

ブルガリア

特許法

2007年7月20日第59号改正

2008年3月1日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 主題

第 2 条 発明者

第 2a 条 発明者の記載される権利

第 3 条 代理

第 4 条 権利の移転

第 5 条 手数料

第 5a 条 国家登録簿

第 II 章 発明の特許性

第 6 条 特許性を有する発明

第 7 条 特許性に対する例外

第 7a 条 生物工学的発明の特許性

第 8 条 新規性

第 9 条 進歩性

第 10 条 産業上の利用

第 11 条 新規性を阻害しない開示

第 III 章 特許

第 12 条 法的保護

第 13 条 出願する権利

第 14 条 特許を受ける権利

第 15 条 職務発明

第 16 条 特許期間

第 17 条 法的保護の範囲

第 18 条 仮保護

第 19 条 発明についての排他権の内容

第 20 条 特許の効力に対する制限

第 20a 条 権利の消尽

第 21 条 先使用権

第 22 条 消滅後の実施の権利

第 23 条 先使用権及び消滅後の実施の権利の譲渡

第 24 条 秘密特許

第 25 条 外国での特許取得

第 26 条 特許の消滅

- 第 27 条 特許権の侵害
- 第 28 条 特許侵害訴訟
- 第 28a 条 情報を受ける権利
- 第 29 条 立証責任
- 第 30 条 ライセンス許諾を行う用意(実施許諾用意)
- 第 31 条 約定ライセンス
- 第 31a 条 担保物件としての特許
- 第 31b 条 登録抵当物件としての特許
- 第 31c 条 破産手続における特許
- 第 32 条 強制ライセンス
- 第 32a 条 強制クロスライセンス
- 第 33 条 特許を維持するための手数料

第 IV 章 特許庁における手続

- 第 34 条 特許出願
- 第 35 条 特許出願の内容
- 第 36 条 特許付与を求める願書
- 第 37 条 発明の明細書
- 第 38 条 クレーム
- 第 39 条 要約
- 第 40 条 単一性
- 第 41 条 出願の分割
- 第 42 条 出願の補正
- 第 43 条 出願の取下
- 第 44 条 優先権
- 第 45 条 出願の秘密保持
- 第 45a 条 区分情報の入手可能性に関する審査
- 第 46 条 方式要件の審査
- 第 46a 条 予備審査及び法的保護認容性に関する審査
- 第 46b 条 調査及び審査の請求
- 第 46c 条 出願の公開
- 第 46d 条 第三者からの異論
- 第 47 条 調査及び審査
- 第 47a 条 変更
- 第 48 条 期限の延長
- 第 49 条 期限の回復
- 第 50 条 出願の公開
- 第 51 条 特許付与の公告
- 第 51a 条 出願書類の閲覧
- 第 52 条 その他の公告
- 第 53 条 特許の付与及び公告の手数料

第 V 章 紛争

第 54 条 紛争についての手続

第 55 条 行政上の手続

第 56 条 審判請求の期限

第 57 条 審判に関する権限

第 58 条 紛争部における手続

第 59 条 裁判所による再審理

第 60 条 真の発明者を決定する紛争

第 61 条 発明及び実用新案の職務発明性並びにそれらに対する報酬に関する紛争

第 62 条 出願する権利に関する紛争

第 63 条 先使用及び消滅後の実施に伴う権利に関する紛争

第 64 条 排他権の侵害に関する紛争

第 65 条 実施の事実の確認に関する紛争

第 66 条 強制ライセンスの対価に関する紛争

第 VI 章 特許協力条約に基づいて行われる国際出願

第 67 条 受理官庁

第 68 条 国際調査機関及び国際予備審査機関

第 69 条 指定官庁

第 70 条 選択官庁

第 71 条 国際出願の国内出願への変更

第 72 条 公開

第 VI 「a」 章 欧州特許条約に基づく欧州特許出願及び欧州特許

第 72a 条 欧州特許出願

第 72b 条 欧州出願と国内出願との均等性

第 72c 条 欧州特許の効力

第 72d 条 欧州特許出願又は欧州特許の正文；翻訳文の訂正

第 72e 条 欧州特許に係る維持手数料

第 72f 条 国内特許出願への変更)

第 72g 条 同時保護の禁止

第 72h 条 欧州特許の無効

第 72i 条 欧州特許出願及び欧州特許の登録簿

第 VI 「b」 章 補充的保護証明書

第 72j 条 補充的保護の付与

第 VII 章 実用新案

第 73 条 特許性を有する実用新案

第 73a 条 新規性

第 73b 条 新規性を阻害しない開示

- 第 73c 条 進歩性
- 第 73d 条 産業上の利用可能性
- 第 74 条 存続期間
- 第 74a 条 登録の消滅
- 第 74b 条 登録の取消
- 第 74c 条 強制ライセンス
- 第 74d 条 並行保護の場合における処分
- 第 74e 条 実用新案権の侵害
- 第 75 条 実用新案の出願
- 第 75a 条 出願日
- 第 75b 条 並行出願
- 第 75c 条 出願の要件
- 第 75d 条 方式要件の審査
- 第 75e 条 登録手続
- 第 75f 条 技術水準の調査
- 第 75g 条 登録の停止
- 第 75h 条 期間の延長
- 第 76 条 登録の存続期間の延長
- 第 77 条 公告
- 第 77a 条 出願の閲覧
- 第 78 条 実用新案の取扱

第 VIII 章 特許庁

- 第 79 条 地位
- 第 80 条 主たる職務
- 第 81 条 長官
- 第 82 条 組織
- 第 83 条 職員

第 VIII 「a」 章 国境管理

- 第 83a 条 適用の基礎及び範囲
- 第 83b 条 国境管理実施に係る条件

第 IX 章 行政罰に関する規定

- 第 84 条 罰則

追加規定

経過規定及び最終規定

特許法の改正に関する法律の経過規定及び最終規定

行政手続法典の経過規定及び最終規定

特許法改正に関する法律の経過規定及び最終規定

人間医薬品用の調剤に関する法律の経過規定及び最終規定

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定

欧州法の関係法

第1章 総則

第1条 主題

(1) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)本法は、特許性のある発明及び実用新案の創作、保護又は実施の過程において生じる諸関係に適用する。

(2) 本法の規定は、ブルガリア共和国が加盟している国際条約の加盟国である外国の自然人及び法人にも均しく適用される。本法は、特許庁によって決定される相互主義に従うことを条件として、その他の外国の自然人及び法人にも適用される。2 国間条約の場合は、当該 2 国間条約において定める規定が適用される。

(3) (官報第 17/2003 号による新規定)本法は内務省の特定諸活動の執行に関係する発明の創作及び実施並びに実用新案の創作及び実施の間に発生する諸関係には適用されない。

第2条 発明者(官報第 66/2002 号により表題を改正)

(1) (官報第 66/2002 号により削除)

(2) (官報第 66/2002 号により改正)発明又は実用新案を創作した者は、その発明者であるとみなされる。発明又は実用新案が 2 以上の者により創作された場合は、これらの者は、共同発明者と認められる。

(3) (官報第 66/2002 号により削除)

(4) (官報第 66/2002 号により削除)

第2a条 発明者の記載される権利(官報第 66/2002 号による新規定。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 発明又は実用新案の発明者は、当該出願、発明の特許証又は実用新案登録証、並びに当該発明若しくは実用新案に関する如何なる刊行物においても当該発明又は実用新案の発明者として記載される権利を有する。この権利は属人的であり、移転不能なものとする。

(2) 特許庁は、当該出願、特許証、又は登録証において発明者(共同発明者)が記載されるよう職権で取り計らわなければならない。

第3条 代理

(1) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)出願人、更には「所有者」と称される本法に基づく権利の所有者、又は特許庁において手続を行うことができる何人も、自身で又は国内の工業所有権代理人を介しての何れかで手続を行うことができる。閣僚会議は、そのような代理人の資格に関して適用される規則を公布し、かつ、満たさなければならない要件を制定する。

(2) (官報第 66/2002 号により改正)ブルガリア共和国内に永続的住所又は主たる事務所を有していない出願人は、前項に従って、工業所有権代理人を介して特許庁における手続を行わなければならない。

(3) 本法から生じる裁判所での紛争における代理に関しては、民事訴訟法典の規定が適用される。

第4条 権利の移転

本法により付与される権利は、別段の定めがない限り、すべて移転可能なものとする。

第5条 手数料

(1) (官報第66/2002号により補足)(官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)特許の出願又は補充的保護証明書の出願、特許庁における手続、出願の公告、保護の権原の付与、公告及び維持、並びに特許の国家登録簿及び補充的保護証明書の国家登録簿への記入に関する一切の行為については、閣僚会議が制定する手数料表に従い手数料を納付しなければならない。出願、審査、及び審査の決定に対する審判請求に係る手数料は、出願人が発明者自身、中小企業法に基づく零細企業若しくは小企業、国立若しくは公立学校、国立高等教育施設又は国家予算により賄われる学術研究組織である場合は、当該手数料表に基づいて減額された手数料を納付しなければならない。

(2) ライセンスを付与する用意がある旨の陳述書を添付して特許出願を行う場合は、前項に基づいて納付すべき手数料は50%減額される。

(3) (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)実用新案登録の出願、特許庁における手続、登録、登録証の付与、公告、及び登録の存続期間延長、並びに実用新案の国家登録簿への記入に関する一切の行為については、(1)にいう手数料表に従って手数料を納付しなければならない。出願に係る手数料は、出願人が発明者自身、中小企業法に基づく零細企業若しくは小企業、国立若しくは公立学校、国立高等教育施設又は国家予算により賄われる学術研究組織である場合は、(1)にいう手数料表に基づいて減額された手数料を納付しなければならない。

(4) (官報第66/2006号による新規定。旧(3)、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)前項に基づく手数料を部分的に納付した場合は、納付が行われていないものとみなす。特許庁は、本法が定める期限内に納付を行うことが可能な場合に限り、出願人又は所有者の各自に対し、納付すべき手数料の残額を納付する機会を与えることができる。納付期限の満了の際は、納付済みの額は、納付者の請求により還付する。

第5a条 国家登録簿(官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)

(1) 特許庁は特許国家登録簿、実用新案国家登録簿及び補充的保護証明書国家登録簿を保管する。

(2) (1)にいう登録簿は、本法に基づく法的保護に係る一切の出願についての記入を含んでいなければならない。それらを保管する方法は、特許庁長官の命令により決定される。

(3) 国家登録簿は公開性であるものとする。それらの抄録については、特許庁は請求により、かつ、第5条(1)にいう手数料表に従う手数料の納付と引き替えに、これを提供する。

第 11 章 発明の特許性

第 6 条 特許性を有する発明(官報第 66/2002 号により改正)

(1) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許は、新規にして進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な、何れかの技術分野における発明に対して付与される。

(2) 次のものは、発明であるとはみなされない。

1. 発見、科学上の理論及び数学的方法
2. 芸術的製作の所産
3. 精神的活動を行い、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム
4. 情報の提供

(3) (2)の規定は、前記の主題について法的保護が求められている範囲内でのみ当該主題に適用される。

(4) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)人間の体であって、その形成及び発育の異なる段階におけるもの、並びにその要素の単なる発見は、遺伝子の配列又は部分的配列を含め、特許性がある発明とすることができない。人体から分離され又はその他技術的方法により得られた要素は、遺伝子の配列又は部分的配列を含め、当該要素の構造が天然元素のそれと同一であっても、特許性がある発明を構成することができる。

第 7 条 特許性に対する例外(官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 特許は、次のものに対しては付与されない。

1. その商業的利用が社会秩序又は道徳に反し、次のものを含む発明

- (a) 人間をクローン化する方法
 - (b) 人間の胚の遺伝子的同一性を変更する方法
 - (c) 人間の胚の工業的又は商業的目的での使用
 - (d) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、これが人間又は動物にとって医学的見地からの実質的効用なしにそれらに苦痛を与える可能性がある場合のもの、及び当該方法により得られた動物
2. 治療又は手術による人間又は動物の体の処置方法並びに人間又は動物の体について行われる診断方法。これは、これらの方法の何れかにおいて使用される製品、特に物質又は組成物には適用されない。
 3. 植物又は動物の品種
 4. 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な方法

(2) (1)1.にいう利用については、それが法令により禁止されているという理由のみでは、(社会的秩序又は道徳に)反するとみなしてはならない。

第 7a 条 生物工学的発明の特許性(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 特許は、生物学的材料から成り若しくはそれを含む製品又は生物学的材料を得る方法、又は加工し若しくは使用する方法に係る発明に対して付与される。ただし、それらが第

6条(1)の要件を満たすことを条件とする。

(2) その自然環境から分離され又は技術的方法により得られた生物学的材料は、それがその前に天然に存在していたとしても、発明の主題とみなすことができる。

(3) 植物又は動物に関係する発明は、当該発明の技術的实施が一定の植物又は動物の品種に帰属しなくても、特許性を有するものとみなす。

(4) 第7条(1)4.に基づく禁止は、微生物学的若しくはその他の技術的方法、又は当該方法によって得られた製品には適用されない。ただし、それらが第6条(1)の要件を満たすことを条件とする。

第8条 新規性

(1) 発明は、技術水準の一部となっていない場合は、新規であるものとみなす。

(2) 技術水準には、出願の出願日前又は該当する場合は優先日前に、書面若しくは口頭による説明により、使用により、又は他の何らかの方法により、世界の何れかの場所において公衆に入手可能となっていたすべてのものが含まれる。

(3) (官報第66/2002号により改正)技術水準には、すべての国内特許出願、ブルガリア共和国を指定する欧州特許出願及び国際特許出願であって、その出願日又は該当する場合は優先日が(2)にいう日の前であるものの内容も含むものとする。ただし、その日の後にそれらが特許庁公報において公開されていることを条件とする。

(4) (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)技術水準には、すべての国内実用新案登録出願であって、その出願日又は該当する場合は優先日が(2)にいう日の前であるものの内容も含むものとする。ただし、その日の後にその登録の言及が公告されていることを条件とする。

(5) (官報第66/2002号による新規定。旧(4)、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)(2)及び(3)にいう技術水準に含まれ、第7条(1)2.にいう方法により使用される物質又は組成物は、それらの使用が技術水準に含まれていないことを条件として、新規であるとみなす。

第9条 進歩性(官報第66/2002号により改正)

発明は、第8条(2)にいう技術水準に関して、出願日又は優先日において当該技術の熟練者にとって自明でないときは、進歩性を有するものとみなす。

第10条 産業上の利用

発明は、その主題が工業又は農業の何れかの分野において反復して製造又は実施することができるときは、産業上の利用可能であるものとみなす。

第11条 新規性を阻害しない開示(官報第66/2002号により改正)

(1) 発明の開示であって、特許出願の出願日又は該当する場合は優先日の前6月以内に行われ、かつ、次のことの結果であったものは、新規性を阻害しない。

1. 出願人又は出願する権利の前所有者に対する明白な濫用
2. 出願人又は出願する権利の前所有者が公式又は公認の国際博覧会において発明を展示した事実

(2) (1)2. にいう開示は、出願人が出願を行う際に当該発明がそのように展示された旨を申告し、かつ、出願日から 3 月以内にその証拠を提示した場合は、新規性を阻害しない。

第 III 章 特許

第 12 条 法的保護

- (1) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許性がある発明の法的保護は、特許により付与される。
- (2) (官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行) 特許は、発明の所有者の排他権に対する証拠となる。
- (3) (官報第 66/2002 号による新規定)特許は、特許の付与について特許庁公報に記載された日から、第三者に対して効力を有する。

第 13 条 出願する権利

- (1) 出願する権利は、発明者又はその権原承継人に帰属する。出願する権利が 2 以上の者に帰属する場合は、当該権利は、それらの者が共同して行使しなければならない。それらの者の 1 以上が出願手続又は特許付与手続への参加を拒絶しても、他の者全員が本法に定める手続を行うことを妨げない。
- (2) 出願人は、裁判所手続における別段の決定がない限り、出願する権利を有するものとみなす。
- (3) 第 15 条に従って行われた発明に関して出願する権利は、使用者が当該発明について発明者から通知を受けた日から 3 月以内に出願した場合は、使用者に帰属する。使用者がそのように出願しなかったときは、出願する権利は、発明者に移転する。出願する権利は、契約により合意したときは、使用者と発明者とが共有することができる。
- (4) 発明が契約に基づいて行われた場合は、契約に別段の定めがない限り、出願する権利は委託者に帰属する。
- (5) (官報第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)

第 14 条 特許を受ける権利

- (1) 特許を受ける権利は、第 13 条に従って出願する権利を有する者に帰属する。
- (2) 2 以上の者が同一の発明について異なる時に出願した場合は、特許を受ける権利は、最初に出願した者に帰属する。
- (3) (官報第 66/2002 号による新規定)2 以上の者が、互いに無関係に、同じ発明について、同じ出願日又は該当する場合は優先日で特許出願を行った場合は、特許を受ける権利は、それらの者各自に帰属する。

第 15 条 職務発明

- (1) 発明は、発明者の雇用関係又はその他の法律的关系に基づく職務の遂行において行われた場合は、契約に別段の定めがない限り、職務発明となる。
- (2) 発明は、これを行うに当たり、次の場合に該当したときは、前項に従って職務発明となる。
 1. 発明者が雇用上の職務に含まれる義務を遂行した場合
 2. 発明者が 1.にいう義務を超えているが発明を行うことを予見して特に委託された職務を遂行した場合

3. 発明者が使用者若しくは委託者が提供した資材若しくは財政的(金銭的)資源を利用し又はその者の業務の過程で得た知識及び経験を利用した場合

(3) 発明が数人の発明者又は該当する場合は実行者の1人若しくは一部の者のみについての職務発明となるときは、(1)及び(2)並びに第13条の規定は、当該発明者、それら発明者の使用者及び委託者に関してのみ適用する。

(4) 発明者又は該当する場合は実行者は、本条の適用上、発明を行った旨を3月以内に書面で使用者又は該当する場合は委託者に通知しなければならない。

(5) (官報第66/2002号により改正)職務発明を行った発明者は、発明者として記載される権利を有し、かつ、報酬が各契約により規定されていない場合でも公正な報酬を受ける権利を有する。当該報酬の額については、次の要素に基づいて、これを定める。

1. 特許の存続期間中における発明の実施から得られる利益

2. 発明の価値

3. 発明を創出するための投資、設備、資材、知識、経験、人員及びその他の支援に関する使用者の貢献。報酬は、使用者により又は使用者が特許所有者でない場合は使用者と特許所有者との共同により、支払われなければならない。

(6) 前項にいう報酬は、実際に得られた利益及び発明の価値からみて、契約に基づくものであるか又は適用される規則により定められたものであるかを問わず、公正であると認められない場合は、発明者の請求により増額することができる。

(7) 使用者、委託者、発明者及び実行者は、本条及び第13条にいう権利を侵害する如何なる行為も差し控えなければならない。

第16条 特許期間

特許の存続期間は、出願日から20年とする。

第17条 法的保護の範囲

(1) 法的保護の範囲は、クレームにより定められる。明細書及び図面は、クレームを解釈するために用いる。

(2) クレームは、明記された要素に限らずその均等物をも包含する。次の場合に該当する要素は、クレームに明記された要素の均等物とみなされる。

1. 当該要素が、同一の方法により本質的に同一の作用を生じ、本質的に同一の効果を生じさせる場合

2. 当該優先日までに、クレームに明記された要素によって得られる効果が当該均等の要素によっても得ることができると思われることが、当該技術の熟練者にとって全く自明である場合

(3) 法的保護の範囲を決定するに当たっては、特許付与の審査手続中又は無効手続中に出願人又は特許所有者により行われたクレームの範囲を制限する如何なる陳述にも、十分な考慮を払わなければならない。

(4) クレームの解釈は、明細書に含まれた発明の実施態様の実施例に限定されてはならない。

(5) 要約は、特許により付与される法的保護の範囲を決定する目的では考慮に入れてはならない。

第 18 条 仮保護

(1) (官報第 66/2002 号により改正)仮保護は、出願の公開から特許付与の公告までの期間に亘り存続する。当該仮保護の範囲は、出願に記載されたクレームにより定められる。

(2) (官報第 66/2002 号により改正)(1)にいう保護は、特許によってそれを拡大しない限り、特許付与の公告のときに遡及して効力を有する。

(3) 出願人は、仮保護の期間中に第 19 条(3)にいう行為の何れかをその許可を得ることなしに行った者から、公正な対価の支払を受ける権利を有する。ただし、当該発明に特許が付与されることを条件とする。

第 19 条 発明についての排他権の内容

(1) 発明についての排他権は、発明を実施する権利、他人が特許所有者の同意を得ないで発明を実施することを禁止する権利及び特許を処分する権利を包含する。

(2) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許が複数の者に付与された場合であって、それらの者の間に別段の合意がないときは、発明は、各共有者がそれぞれ完全に実施することができる。一方、ライセンスを付与する権利、ライセンス許諾の用意がある旨の陳述書を提出する権利及び特許を処分する何らかの行為を行う権利は、共有者全員の同意をもって行使しなければならない。特許の所有権について本法に別段の規定がない場合は、所有権法に基づく所有権に関する規則を準用する。

(3) (官報第 66/2002 号により補足。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)発明を実施する権利は、発明の主題の製造、販売の申出、輸入を含め取引、発明の主題の使用及び特許を受けた方法の利用を包含する。

(4) 特許の主題が製品(物品、装置、機械、設備、物質等)である場合は、特許所有者は、他人が次の行為を行うことを禁止する権利を有する。

1. 当該製品の製造

2. (官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)当該製品の販売の申出、取引(輸入を含む)、使用、又はその販売の申出、販売若しくは使用の目的で保管すること

(5) 特許の主題が方法である場合は、特許所有者は、他人が次の行為を行うことを禁止する権利を有する。

1. 当該方法の実施

2. 当該方法によって直接得られた製品に関して、(4)2.にいう行為の何れかを行うこと

(6) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)発明の結果として特別の性質を有する生物学的材料の特許保護は、当該生物学的材料から繁殖又は増殖により抽出された、同一の又は異なる形態で、かつ、同一性質を有する如何なる生物学的材料にも及ぶ。

(7) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)発明の結果として特別の性質を有する生物学的材料の生産可能な方法の特許保護は、当該方法により直接得られた生物学的材料、及び当該生物学的材料から繁殖又は増殖により直接抽出された、同一の又は異なる形態で、かつ、同一性質を有する如何なる他の生物学的材料にも及ぶ。

(8) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)遺伝子情報を含み又はそれからなる製品の特許保護は、第 6 条(4)第 1 文にいう事項を除き、当該製品が含まれていて、当該遺伝子情報が含有され、かつ、機能している如何なる材料にも及ぶ。

第 20 条 特許の効力に対する制限

特許の効力は、次のものには及ばない。

1. 私的な必要のために非商業的目的をもって行う当該特許発明の実施であって、特許所有者に重要かつ実質的な損害が生じないもの
2. 当該特許発明の主題に関する実験又は研究開発の目的での当該発明の実施
3. 医師の処方に従って行う個別の患者のための薬局における医薬の即座の調合
4. (官報第 66/2002 号により削除)
5. (官報第 66/2002 号により削除)
6. 一時的に又は偶発的にブルガリア共和国の領土、領海又は領空に入った外国の車両、船舶又は航空機上における特許発明の実施。ただし、当該特許発明が専らそのような輸送手段の必要のために実施される場合に限る。
7. (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行。官報第 31/2007 号により削除。2007 年 4 月 13 日から施行。)人間用医薬品に使用される一般用医薬品又は家畜治療用医薬品に使用される一般用医薬品につき市販認可申請をする目的での必要な研究及びテストの実施、並びに当該申請に関連する後続の実務要件に関するその他何らかの行為

第 20a 条 権利の消尽(官報第 66/2004 号による新規定。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) (欧州連合へのブルガリア共和国の加入の日から施行)発明の排他的特許権は、製品が特許所有者により又はその同意を得て欧州経済地域の領域において市販されている場合は、特許保護を享受する当該製品に関する行為には及ばない。

(2) 増殖又は繁殖が市販されている生物学的材料の利用の不可欠の結果である場合は、得られた材料が後に更に繁殖又は増殖に使用されないことを条件として 第 19 条(6) ,(7)及び(8)に基づく保護は、特許所有者により又はその者の同意を得て市販された生物学的材料の繁殖又は増殖により得られた生物学的材料には及ばない。

(3) 第 19 条(6) ,(7)及び(8)に基づく保護は、特許所有者により行われ又はその者の農業目的での農業生産者に対する同意により行われた植物繁殖材料の販売又は他の何らかの取引形態には及ばない。当該販売又は他の何らかの取引形態は、農業生産者がその者の農場における繁殖又は増殖の目的で自己の収穫の製品を使用することについての認可を含む。

(4) (3)を適用する手続は、農林大臣命令において規定する。

(5) 第 19 条(6) ,(7)及び(8)に基づく保護は、特許所有者により行われ又はその者の農業生産者に対する同意により行われた品種改良用種畜又はその他の動物繁殖材料の販売又は他の取引形態には及ばないものとし、当該販売は農業生産者が当該種畜又はその他の動物繁殖材料をその者の農業活動を営む目的で使用するが商業的繁殖活動の範囲内又は目的ではそれを販売しないことについての認可を含む。

(6) (5)を適用する手続は、農林大臣命令において規定する。

第 21 条 先使用权

特許出願日前から善意で当該発明を実施している者又はその実施のために必要な準備を行っている者は、規模が変わらないことを条件として、当該日後も引き続き当該発明を実施することができる。

第 22 条 消滅後の実施の権利

特許の消滅後に特許発明を実施している者又はその実施のために必要な準備を行っている者は、第 26 条(2)に基づいて特許が回復された後も引き続いて同じ規模で当該発明を実施することができる。

第 23 条 先使用权及び消滅後の実施の権利の譲渡

先使用权及び(特許の)消滅後の実施の権利は、そのような権利が生じるに至った事業又は事業の部分と共にする場合に限り移転することができ、かつ、当該事業外における実施の規模が増加しないことを条件として行使することができる。

第 24 条 秘密特許(官報第 45/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 秘密特許は、ブルガリア共和国において永続的住所を有するブルガリア国民により又はブルガリア共和国において主たる営業所を有する法人により出願された秘密発明に対して付与される。

(2) 秘密発明とは、区分情報の保護に関する法律第 25 条の意味での国家機密に該当する区分情報を含む発明である。

(3) 情報秘密保持区分のレベルの決定及び秘密特許区分のレベル除去についての所轄当局は、内務省及び防衛省とする。

(4) 秘密特許出願は、特許庁に対して行うものとし、出願日は、第 34 条(2)にいう書類が受領された日とする。

(5) 秘密特許出願に関係する行為並びに秘密特許の付与及び維持に係る手数料は、納付する必要がない。

(6) 秘密特許出願は、第 46 条(1)に従い審査される。要件が満たされた場合は、秘密特許が付与され、それに対しては特許庁が各秘密保持格付けを付すものとする。

(7) 秘密特許出願の手続を終了する旨の決定であって、第 46 条(1)に基づくものに対する不服申立及び秘密特許の無効を求める請求は、行政手続法典に従いソフィア市裁判所により非公開で審理される。不服申立については、当該決定の受領後 3 月以内にこれを提出しなければならないが、他方請求については当該秘密特許の全存続期間を通じてこれを提出することができる。

(8) 秘密特許を実施及び処分することができる者は、閣僚会議の決定により決定される。

(9) 区分のレベルが除去された場合は、所轄当局は、これを個々に特許庁に通知する。特許庁は、特許所有者に通知し、第 53 条にいう手数料及び第 33 条(4)にいう特許維持手数料の納付のために 3 月をその者に与える。当該手数料の納付により、特許は特許登録簿に記録され、かつ、第 51 条に基づく公告が行われる。

(10) 秘密特許所有者は、情報秘密保持区分のレベルの除去後、調査及び審査の請求を提出することができる。当該請求には、第 46b 条(2)に基づく調査及び審査の手数料の納付証明書を添付しなければならない。

(11) 出願及び秘密特許に関して情報秘密保持区分のレベル及びその除去を決定する手続は、閣僚会議により採択された秘密特許規則において規定する。

第 25 条 外国での特許取得(官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) ブルガリア共和国に永続的住所を有する国民又はブルガリア共和国に主たる営業所を有する法人は、第 45a 条にいう審査後、それらの者の発明について特許を外国で求める権利を有する。

(2) 秘密特許は、外国では特許されることはない。

第 26 条 特許の消滅

(1) 特許は、次のときに消滅する。

1. 特許付与期間が満了したとき

2. 特許所有者が放棄したとき - 特許所有者の放棄書が特許庁において受領された日から。共有者の 1 人が特許を放棄したことにより当該特許が消滅することなく、引き続き他の共有者に帰属する。

3. (官報第 66/2002 号により改正)特許の効力を維持するための手数料の不納のとき - 第 33 条(3)にいう期限の満了日から。

(2) (官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行) 特許年金の不納により消滅した特許は、第 33 条(3)にいう期間の満了後 6 月以内に特許回復手数料の納付及び不納手数料の倍額納付をして、回復することができる。

(3) 特許は、次の場合は無効と宣言される。

1. 当該発明が特許性を有していない場合

2. 当該発明の本質的要素の開示が不完全かつ不明瞭な場合

3. 裁判所の判決により、特許所有者が特許を受ける権利を有していなかったことが確定した場合

4. 当該特許の主題が、出願時の出願内容を超えている場合、又は当該特許が分割出願に対して付与されたものであるときに、先の出願の出願時の内容を超えている場合

(4) 特許を受ける権利を有する者が請求する場合は、当該特許は、消滅することなくその者に移転する。

(5) 無効の理由がクレームの一部のみに係わるときは、無効は部分的なものとする。当該特許は、残余のクレームに関しては、これらのクレームが特許性を有する場合に限り、なお有効とする。

(6) 取消の宣言が行われると、当該特許の効力は出願日に遡及して失効する。

(7) 無効となった特許の悪意の所有者は、損害賠償の責任を負うものとする。

(8) 特許の無効は、次のものには何らの影響も及ぼさない。

1. 執行された限りにおける特許侵害に係る最終決定

2. 別段の合意がない限り、無効の前に締結され実施されたライセンス許諾契約

第 27 条 特許権の侵害

(1) 特許によって保護されている発明について特許所有者の同意を得ずに行われた如何なる実施も、当該特許の侵害となる。

(2) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許の主題であり、かつ、他人が特許を侵害して製造した製品の販売の申出をした者、又は当該製品を使用する目的でそれを取引し若しくは保管する者、又はそれらを使用する者は、これらの行為を故意に行っ

た場合に限り，侵害の責任を負うものとする。

(3) 特許の所有者及び排他的ライセンスの所有者は，別段の合意がない限り，特許侵害訴訟を提起することができる。特許が2以上の者に帰属する場合は，各共有者は，各自が独立して特許侵害訴訟を提起する権利を有する。

(4) 第30条に基づく実施許諾用意によるライセンスの所有者及び第32条に基づく強制ライセンスの所有者は，特許所有者が実施権者から書面で特許侵害訴訟を提起するよう催告を受けてから6月以内に特許侵害訴訟を提起する権利を行使しなかった場合は，特許侵害訴訟を提起することができる。

(5) 如何なる実施権者も，特許所有者が提起した特許侵害訴訟に参加することができる。同様に，特許所有者は，(3)及び(4)に基づいて実施権者が提起した訴訟に参加することができる。

(6) 特許侵害訴訟は，特許の付与前であっても出願が公開された後は，出願人も提起することができる。

第28条 特許侵害訴訟

(1) 特許侵害訴訟には，次のものを含めることができる。

1. 侵害の事実を確認する訴訟
2. 受けた損害及び失った利益の賠償に係る訴訟
3. 侵害者に対して一切の侵害行為を差し止める訴訟

(2) 前項に基づく訴訟の結果有罪となる場合は，裁判所は，原告の請求により，次の命令を下すことができる。

1. 侵害者の費用負担において，日刊新聞2紙に判決を掲載すること
2. 侵害物品，及び侵害が故意に行われた場合は侵害が行われた手段を再加工し又は廃棄すること

第28a条 情報を受ける権利(官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)

(1) 特許権侵害の場合は，裁判所は，原告の請求により，侵害製品の原産地及び流通網に関する情報を次の被告及び/又は何れかの第三者によって提出すべき旨を命令することができる。

1. 取引で当該製品を処分した者
2. 当該製品の生産，製造又は流通の参加者として1.にいう者により記載された者

(2) (1)にいう情報は，製品の生産者，流通業者，供給者及び他の旧所有者，予想される卸売業者及び小売業者の名称及び宛先，並びに生産され，製造され，引き渡され，受け取られ又は注文された数量及び当該製品の価格に関する情報を含む。

(3) (1)及び(2)にいう情報は，刑事訴訟の目的でも使用することができる。

(4) (1)は，その効果が侵害の深刻度に対して不均衡である場合は，適用しない。

(5) 製品が特許により保護されているか又は特許出願の主題であるかの印象を創出する表示を製品及びその包装に付す何人も，又は広告若しくは情報の材料として当該表示を使用する何人も，請求があるときは，特許若しくは特許出願に関する情報をそれに法的利害関係を有する第三者に対して，即時に提示しなければならない。

第 29 条 立証責任

第 19 条(5)に基づく特許所有者の権利が侵害された場合において、当該製品が新しいときは、それが当該特許方法によって製造されたものでないことの立証責任は、当該侵害者側にあるものとする。

第 30 条 ライセンス許諾を行う用意(実施許諾用意)

(1) (官報第 66/2002 号により補足)出願人又は特許所有者の請求により、かつ、後者が自己の発明について排他的ライセンスを未だ与えていないことを条件として、1 回に限り、発明を公共の実施のために提供することができる。

(2) 出願人又は特許所有者による請求には、公正なライセンス対価を得て非排他的ライセンスの条件に基づく当該発明の実施を何人に対しても許可する旨の陳述書を含めなければならない。

(3) 前項に基づく陳述書は、特許庁公報において公告される。

(4) 実施権者は、特許所有者に対する書面での通知によりいつでもライセンスを放棄することができる。

(5) 特許発明についてライセンスの申出(実施許諾用意)が行われた場合は、特許年金は、既に納付済みの手数料を除き、50%減額される。

(6) 特許所有者は、いつでも書面で、ライセンスの申出(実施許諾用意)を終了させるよう請求することができる。ライセンスの申出の取下は、特許庁公報において公告し、かつ、前項にいう権利を喪失させる。

(7) ライセンスの申出の取下は、既に付与済み又は請求済みのライセンスに対しては何らの影響も及ぼさない。

第 31 条 約定ライセンス(官報第 83/1996 号により改正)

(1) 特許を求めている発明又は既に特許取得済みの発明は、ライセンス許諾契約の対象とすることができる。

(2) ライセンス許諾契約に基づいて、排他的、非排他的、全面的又は制限的ライセンスを付与することができる。

(3) (官報第 83/1996 号により補足)排他的ライセンスは、明示的に合意されなければならない。排他的ライセンス許諾契約に基づく実施許諾者は、同一の主題についてライセンスを他人に付与することはできない。実施許諾者自身は、当該契約に明記されている場合にのみ、ライセンス許諾をした発明を実施する権利を有する。

(4) ライセンス許諾契約は、特許庁の登録簿に登録された日から第三者に対して効力を生じる。

(5) (官報第 45/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)

第 31a 条 担保物件としての特許(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 特許は、民事訴訟手続における担保物件とすることができる。

(2) 担保は、訴訟当事者の 1 の請求により特許国家登録簿に記録しなければならない。

(3) 当該請求は、特許所有者及び担保が付与されて有利となった者を特定するデータ、特許の番号及び名称等の特許を特定するデータ、並びに担保手段の種類を含んでいなければならない。当該請求には担保を設定する書類を添付しなければならない。

(4) 担保は、その特許国家登録簿への記入が特許庁公報に公告された日から第三者に対して効力を有する。

第 31b 条 登録抵当物件としての特許(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 特許は、登録抵当物件とすることができる。

(2) 登録抵当法第 26 条から第 31 条までの規定は、特許国家登録簿における登録抵当の記録に適用される。特許が共有である場合は、登録抵当の記録は全共有者の同意書を必要とする。証明書が抵当設定者に与えられる。当該記録後 2 月以内に、特許庁公報により公告される。

(3) 抵当は、その特許国家登録簿への記入が特許庁公報に公告された日から第三者に対して効力を有する。

第 31c 条 破産手続における特許(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 特許は、その所有者に対する破産手続において破産財産に含まれる。

(2) 特許が共有である場合は、(1)は、当該共有者の持分に応じて適用される。

(3) 特許が破産財産に含まれるという事実は、裁判所命令により特許国家登録簿に記録され、かつ、当該記録の日後 2 月以内に、特許庁公報により公告される。

第 32 条 強制ライセンス

(1) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)公正な条件に基づいて所有者から約定ライセンスを取得しようとしたが不成功であった如何なる関係人も、発明を実施するための強制ライセンスの自己への付与を特許庁に請求することができる。ただし、次の条件の少なくとも 1 が満たされることを条件とする。

1. 特許出願から 4 年の期間又は特許付与から 3 年の期間の何れか遅く満了するまでの間の発明の不実施

2. 上記 1.にいう期限内での国内市場の需要を充足するためには不十分な当該発明の実施。ただし、特許所有者が有効な理由を挙げている場合はこの限りでない。

(2) 前項に基づくライセンスを請求する者は、請求に係る強制ライセンスの制限内で当該発明を実施することができる立場にあることを証明しなければならない。

(3) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)(1)にいう場合を超えて、強制ライセンスは、公共の利益により必要な場合は、特許保護を享受している発明の権利所有者と交渉することなく付与することができる。

(4) (旧(3)、官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)後の特許の主題が先の特許の主題に比較して多大な経済的価値を有する有意義な技術的進歩を表す場合において当該先の特許の所有者が公正な条件でライセンスを付与することを拒絶したときは、強制ライセンスについては、自己の発明が当該後の特許の主題であって、かつ、当該他の先の特許の範囲に含まれる特許所有者に対して、これを付与することができる。当該先の特許の所有

者は、当該後の特許においてクレームされた発明の実施のために合理的な条件に基づくクロスライセンスを取得することができる。

(5) (旧(4), 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)強制ライセンスは、非排他的にのみ付与することができる。強制ライセンスは、ライセンスに係る発明が実施されている事業と共にのみ譲渡することができる。

(6) (旧(5), 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)強制ライセンスは、その付与から 1 年以内に実施権者が発明の実施の準備を行わなかった場合は、終了させることができる。強制ライセンスは、実施権者がその付与から 2 年以内に発明の実施を開始しないときは、如何なる場合にも終了する。

(7) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)強制ライセンスの範囲は、それが付与された目的により決定される。

(8) (旧(6), 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)強制ライセンスは、特許の侵害者に付与してはならない。

(9) (旧(7), 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)ブルガリア共和国が加盟国である 2 国間及び多数国間条約には、そのような条約の加盟国の特許所有者に対する強制ライセンスの付与について更なる条件を規定することができる。

(10) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)強制ライセンスの実施権者は、特許所有者に対価を支払わなければならない。

(11) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)強制ライセンスは、その基礎が最早存在しなくなり次第終了する。

(12) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)強制ライセンスの付与及び終了は、第 55 条(3)にいう規則において規定する。

第 32a 条 強制クロスライセンス(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 育成者が植物品種の権利を先の特許を侵害せずには取得又は行使できない場合は、その者は、その法的保護の目的で植物品種の使用についてライセンスが必要な限りにおいて、対価の支払を条件として、特許保護を享受している発明について非排他的実施のための強制ライセンス付与を申請することができる。当該ライセンスが付与された場合は、特許所有者は、公正な条件に基づいて当該保護された植物品種を使用するためのクロスライセンスを取得することができる。

(2) 生物工学的発明についての特許所有者がそれを先の特許を侵害せずには使用できない場合は、その者は、対価の支払を条件として、保護された植物品種の非排他的実施のための強制ライセンス付与を申請することができる。当該ライセンスが付与された場合は、保護品種の所有者は、公正な条件に基づいて当該発明実施するためのクロスライセンスを取得することができる。

(3) (1)及び(2)に従い強制ライセンスの付与を申請する者は、次の事項について立証しなければならない。

1. その者は、特許又は植物品種の所有者から約定ライセンスを取得することに努力したが成功しなかったこと
2. 植物品種又は発明は、特許発明又は保護植物品種に比較して多大な経済的価値を有する有

意義な技術的進歩を表すこと

第 33 条 特許を維持するための手数料

(1) (官報第 66/2002 号により改正)特許については年次維持手数料を納付するものとし、各特許年度は特許出願日に開始し、最初の特許年度も同日に開始する。

(2) (官報第 66/2002 号により改正)第 2 特許年度以降に係る特許年金の前納は、前特許年度が満了する月の末日までに行わなければならない。複数の特許年度について納付を行うことはできない。

(3) (官報第 66/2002 号により改正)(2)にいう期限が守られなかった場合でも、特許所有者が当該期限の満了後 6 月以内に所定の手数料の 2 倍の額を納付するときは、当該特許の効力が維持される。

(4) (官報第 66/2002 号による新规定。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許を付与する旨の決定が下されるまでの特許年金は、当期の特許年金を加え、第 53 条の規定に従い特許付与手数料及び特許付与の公告手数料と共に納付しなければならない。当期の特許年度が第 53 条にいう 3 月の期間内に満了する場合は、次期特許年度の手数料も納付しなければならない。

第 IV 章 特許庁における手続

第 34 条 特許出願

(1) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許出願は、特許庁に対して行うものとし、国家登録簿に登録される。起草の方法並びに特許庁における出願及び審査の手続は、閣僚会議の規則により規定する。

(2) 出願日は、次の書類を特許庁が受領した日とする。

1. ブルガリア語による発明の名称及び出願人を特定するデータを含む特許付与を求める願書
2. 少なくとも発明の本質的要素を開示した発明の明細書
3. (官報第 66/2002 号により削除)

第 35 条 特許出願の内容

(1) 第 34 条(2)にいう必須の書類に加えて、特許出願には次の書類を含めなければならない。

1. 1 以上のクレーム
2. 当該発明を理解するのに必要な場合は、図面
3. 要約
4. 優先権を主張する場合は、その旨の陳述書及び優先権証明書
5. (官報第 66/2002 号により削除)

(2) (官報第 66/2002 号による新規定。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)出願には、出願、方式要件審査、予備審査及び認容性、特許クレーム及び優先権の主張に係る手数料の納付証明書を添付しなければならない。

(3) (旧(2)、官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)出願に含まれる書類は、ブルガリア語で提出しなければならない。明細書、クレーム、図面及び要約は、3 部提出しなければならない。(1)1.、2.及び3.並びに第 34 条(2)2.にいう書類がブルガリア語以外の言語で提出された場合において、出願日から 3 月以内にブルガリア語で提出したときは、出願日を維持することができる。この期間は、延長不可とする。

(4) (旧(3)、官報第 66/2002 号により改正)出願人が工業所有権代理人を介して出願する場合は、委任状も出願書類に添付しなければならない。

第 36 条 特許付与を求める願書

特許付与を求める願書には次のものを含めなければならない。出願人及び該当する場合はその工業所有権代理人の名称及び宛先、発明者の名称及び宛先、真の発明者についての陳述書、発明の名称及び主張した優先権についての詳細、すなわち、当該優先権書類の番号、日付及び国名、並びに出願人が希望する場合は、ライセンス許諾を行う用意がある旨の陳述書。

第 37 条 発明の明細書

(1) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)明細書には次のものを含めなければならない。発明の名称及び当該発明が属する技術分野、それが記載されている文献を引用しての出願人が知っている限りの先行技術、当該発明の必須の技術的特徴及びその利

点について当該技術の熟練者であれば当該発明を実施することができる方法による明確かつ十分な開示，図面の簡単な説明，並びに必要な場合は実施例を使用して当該発明の少なくとも1の実施態様，若しある場合は図面への言及，並びに明細書又は当該発明の内容から明白でない場合は産業上当該発明を実施する方法。

(2) (官報第66/2002号により改正。官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)特許出願が生物学的材料の使用に言及している場合，又は当該材料が公衆の利用に供することができず，かつ，当該技術の熟練者による当該発明の実施が可能となるような方法により特許出願で説明することができない材料に言及している場合は，当該明細書には，生物学的材料寄託データ，すなわち，当該寄託の番号及び日付，特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約第7条に従う国際寄託機関の名称及び宛先を含んでいなければならない，当該寄託は優先日までに行うものとする。出願の明細書は寄託された生物学的材料の特徴に関する出願人が有する全情報を含んでいなければならない。

(3) (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)生物学的材料がブルガリア共和国で寄託する場合は，閲覧する権利を有する何人も，特許手続のための寄託及び閲覧に関する閣僚協議会の規則において規定された手続に従いブルガリア共和国において生物学的材料の見本を入手することができるように，出願人は，特許出願の公開後3月以内に国家産業用微生物及び細胞培養銀行にも当該材料を寄託しなければならない。

(4) (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)(3)に従い寄託された生物学的材料について，国家産業用微生物及び細胞培養銀行において，それが最早生存していないという事実により又は他の理由から，最早入手可能でなくなったときは，出願人は，(3)にいう規則に規定された期間内に，かつ，方法により，当該材料について他の寄託を行わなければならない。

(5) (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)発明が遺伝子の配列又は部分的配列に関係する場合は，特許出願は，当該配列の産業上の利用可能性についての開示を含んでいなければならない。

第38条 クレーム

クレームにおいては，保護が求められている事項を定義する。クレームは，明確かつ厳密でなければならない，かつ，明細書による裏付けがなければならない。

第39条 要約

要約は，発明の内容を簡単にまとめたものとし，かつ，情報(提供)の目的のみに役立たせるものとする。

第40条 単一性

(1) 出願は，1発明のみに関係し又は単一の包括的発明概念を形成するように関連付けられた一群の発明に関係しなければならない。

(2) 出願が一群の発明に関係するものである場合において，1以上の同一又は類似の固有の技術的特徴を含む複数の発明の間に技術的關係が存在するときは，単一性の要件が満たされる。

(3) 固有の技術的特徴とは，各発明が全体として技術水準に対して行う貢献を特定する技術

的特徴をいう。

(4) (1)にいう要件を満たさなかった出願に対して特許が付与されたという事実は、特許を無効とする理由にはならない。

第41条 出願の分割

(1) (官報第66/2002号により改正)第40条の要件が満たされていない場合は、審査部は、出願人に対して、3月の期限内に出願を分割するよう提案する。この期限内に、分割された部分について出願人が個別の出願をした場合は、第34条(2)の規定が遵守されることを条件として、当初行われた出願の出願日又は該当する場合は優先日が、これら個別の出願の出願日又は該当するときは優先日であるとみなす。

(2) (官報第66/2002号により改正。官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)出願人は、第47条(5)に従う通知の受領まで又は第46条(1)、第46a条(1)及び(2)並びにそれらに関連して第47条(3)に従う決定の受領までは、いつでも自己の意思で出願を分割することができる。分割された部分が出願人の分割請求から3月以内に独立の出願として提出されたときは、第34条(2)の要件が満たされることを条件として、当初の出願の出願日又は該当する場合は優先日がこれら独立の出願の出願日又は該当するときは優先日であるとみなす。

第42条 出願の補正(官報第66/2002号により改正)

(1) 出願又は特許は、出願手続中の決定が下されるまで又は特許無効手続中は、補正することができる。

(2) (官報第66/2002号により改正。2006年11月9日から施行)出願人は、第46c条に基づく公開まで、又は公開が行われなかった場合は第47条(5)に基づく通知の受領まで若しくは第46条(1)、第46a条(1)及び(2)並びに第47条(3)に基づく決定の受領までは、所定の手数料の納付を条件として、自己の意思で出願を補正することができる。

(3) (1)及び(2)にいう補正は、出願時の出願の内容を超えてはならない。無効手続中は、保護の範囲を超えらると思われる特許クレームの補正を行ってはならない。

第43条 出願の取下(官報第66/2002号により改正)

特許出願は、出願人の書面での請求があったときは、未だ特許が付与されていないことを条件として、取り下げることができる。この場合は、当該出願は、第8条(3)にいう技術水準に包含されない。

第44条 優先権

(1) 出願人に付与される優先権は、第34条に基づく出願日とする。

(2) (官報第64/2006号により改正。官報第66/2002号により改正。2006年11月9日から施行)ブルガリア共和国が加盟国である国際条約に基づく優先権は、特許庁への出願日から2月以内に、出願人が最初の出願の出願番号、出願日及び出願国を記載した優先権宣言書を提出した場合に付与される。優先権は、特許庁への出願日から3月の期限内に立証しなければならない。同期間内に主張する優先権に係る手数料も納付しなければならない。上記期限を遵守しないか又は優先権手数料を納付しない場合は、優先権を喪失する。優先権に関するデ

ータは、上記期限内に変更することができる。

(3) 出願人の請求により、如何なる特許出願も、当該出願人が行った先の出願に基づく優先権を享受することができる。当該先の出願は、各々本法に基づいて特許庁に出願されていなければならない、また当該特許の出願日前 12 月以内に出願日を有さなければならない、かつ、それについて国内優先権も国際優先権も請求されてはならない。優先日に開始する期限は、かかる日の最先のものから開始する。

(4) 特許庁に行った先の出願に基づく優先権は、前項に従い、特許出願日から 2 月以内に請求することができ、出願人は、優先権宣言書に当該先の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。

第 45 条 出願の秘密保持

(1) 出願人が書面で同意した場合を除き、出願の公開前は、特許庁において特許出願書類を一切閲覧することができない。

(2) (官報第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)

(3) (官報第 45/2006 号により改正。官報第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)

(4) 特許庁による未公開出願の書誌的データの提供は、秘密保持の要件を侵害しない。

第 45a 条 区分情報の入手可能性に関する審査(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 出願人がブルガリア共和国に永続的な宛先を有するブルガリア国民、又はブルガリア共和国に主たる営業所を有する法人である場合は、第 24 条(3)にいう所轄当局は、出願日から 1 月以内に、出願が区分情報保護に関する法律第 25 条の意味での区分情報を含むか否かに関してそれを審査する。

(2) 出願が区分情報を含むと判明した場合は、それは予定の順に所轄当局に送付され、当該所轄当局は、その受領から 3 月以内に秘密保持区分のレベルを決定する。

(3) 特許庁が秘密保持区分のレベルに関する情報を(2)にいう期間の満了時に一切受け取らなかった場合は、当該出願は、秘密特許出願ではないものとみなす。

(4) 出願が秘密特許出願として行われ、(1)から(3)までにいう審査後、所轄当局が秘密保持区分のレベルを一切決定しなかった場合は、特許庁は、出願人に対し当該出願が秘密発明を含んでいない旨を通知しなければならない、かつ、通常の規定に従い当該出願を審査することに明確な同意を求めなければならない。当該同意が 3 月以内に受領されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

第 46 条 方式要件の審査(官報第 64/2006 号により表題を改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) (官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)第 45a 条(1)若しくは(3)にいう審査後又は外国出願人による出願の出願日から 1 月以内に、出願日を付された出願は、その第 35 条(1)1.、2.、及び 3.、(4)並びに第 36 条の要件への遵守に関する審査を受ける。不備が確認された場合は、出願人はその旨を通知され、それらを訂正するために 3 月の期間が与えられる。出願人が上記期間内に応答しないか又は訂正をしなかった場合は、関連手続は終了する旨の決定が下される。

(2) (官報第 66/2002 号による新規定)特許出願に第 35 条(2)にいう手数料の納付証明書が添付されていない場合は、出願人は、これを納付するために 3 月の期間を与えられる。出願人がこれを怠った場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(3) (旧文言(2)。官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)第 35 条(3)にいう 3 月の期間の満了時にブルガリア語の翻訳文が提出されなかったことが確認された場合は、当該出願は取り下げられたものとみなし、出願人にはその旨が通知される。

(4) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)第 44 条(2)又は(3)に従い優先権が主張された場合は、審査は、第 44 条(2)にいう 3 月の期限の満了時に、第 44 条、第 35 条(1)4 及び(2)の要件が満たされているか否かに関して行われる。齟齬が確認されたときは、出願人はその旨を通知され、自己の意見を提出するために 1 月の猶予を与えられる。出願人が応答しないか又はその抗弁が根拠のないときは、優先権主張は認められず、出願人にはその旨が通知される。

第 46a 条 予備審査及び法的保護認容性に関する審査(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 第 46 条にいう審査後 3 月以内に、審査部審査官は第 37 条、第 38 条、及び第 40 条に基づく予備審査を行う。不備が確認されたときは、出願人はその旨を通知され、それらを除去するために 3 月が与えられる。出願人がこの期間内に応答しないか又は不備を除去しなかったときは、当該手続を終了する旨の決定が下される。

(2) (1)にいう期間内に、審査は、第 6 条(2)及び(4)並びに第 7 条の要件の遵守についても行われる。不備が確認されたときは、審査部審査官は、出願人にその旨を通知し、その者の意見を提出するために 3 月が与えられる。出願人がこの期間内に応答しないか又は自己の抗弁が根拠のないときは、特許付与を拒絶する決定が下される。

第 46b 条 調査及び審査の請求(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 出願日又は該当する場合は優先日から 13 月の満了までは、出願人は、調査及び審査を請求することができる。

(2) (1)にいう請求と共に、出願人は、調査及び審査手数料、並びに出願の公告手数料を納付しなければならない。当該請求の提出時にこれら手数料の納付を怠った場合は、それでも当該手数料は、(1)にいう請求の提出日後 1 月以内に 2 倍額を納付することは差し支えない。

(3) (1)に基づく請求が出願に関して提出され、かつ/又は(2)にいう手数料が納付されなかった場合は、当該出願は、出願人の請求により実用新案登録出願に変更することができ、その請求は、第 34 条(1)にいう規則において定められた手続に従いその優先日から 15 月の満了前に提出しなければならない。当該請求が一切提出されなかったときは、出願は取り下げられたものとみなし、出願人はその旨を通知される。

(4) 第 73 条(5)にいう主題に関する特許出願は、(3)に従う実用新案登録出願に変更することができない。当該出願に関して変更請求を受領した場合は、審査部審査官は、出願人に変更不認容の旨を通知し、その者の意見及び訂正を提出するために 1 月を与える。出願人が応答しないか又は自己の抗弁が根拠のないときは、当該変更請求は認められず、特許出願は取り下げられたものとみなす。

第 46c 条 出願の公開

(1) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)第 46b 条に基づいてそれに関し請求が提出され、かつ、手数料が納付された出願は、特許庁公報において公開されるものとし、当該公開は、次の場合を除き、出願日又は該当する場合は優先日後 18 月の満了後になされる。

1. 出願が第 43 条に従い取り下げられたか、第 45a 条(4)及び第 46 条(2)に従い取り下げられたものとみなされたか、それにおける手続が第 46 条(1)、第 46a 条(1)若しくは第 47 条(4)に基づいて終了し、又は第 46a 条(2)若しくは第 47 条(3)に基づいて拒絶となった場合
2. 所定の手数料の納付証明書を添付した出願人の請求により出願が当該期限の満了前に公開された場合

(2) 出願の公開と同時に、特許庁は、その明細書、クレーム及び図面を閲覧することができるようにしなければならない。

第 46d 条 第三者からの異論(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)第 46c 条に基づく出願公開後 3 月以内は、何人も出願の主題の特許性に関して詳述した異論申立書を提出することができる。異論申立人は、出願手続における参加人となることができない。

第 47 条 調査及び審査(官報第 64/2006 号により表題を改正。2006 年 11 月 9 日から施行)(官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 第 46b 条にいう請求が提出され、かつ、手数料が納付された各出願に関して、審査部審査官は、第 8 条に従い技術水準を調査し、かつ、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に関連して第 6 条(1)及び第 7a 条に従い調査報告書及び発明の特許性に関する陳述書を起草する。

(2) (1)にいう報告書、陳述書、及び若しある場合第 46d 条にいう異論申立書は、第 46d 条にいう期間の満了後 6 月までに出願人に送付される。ただし、当該調査結果として抵触出願が第 8 条(3)又は(4)に基づいて判明した場合を除くものとし、その場合は、当該報告書及び陳述書は、その公開後に送付される。出願人は、受領した陳述書及び異論申立書について意見を述べるために 3 月が与えられる。

(3) (1)にいう陳述書において、発明について、第 8 条、第 9 条又は第 10 条の要件を満たさないので第 6 条(1)及び第 7a 条の意味での特許性がないと決定され、出願人が(2)にいう期間内に応答しないか若しくは不備を是正せず、又はその者の抗弁が根拠のない場合は、特許付与を拒絶する決定が下される。

(4) 審査部審査官が出願された発明は特許性を有するが明細書及び/又は特許クレームは第 37 条(1)及び/又は第 38 条の要件を遵守していないことを明らかにした場合は、審査官は、出願人に対し 3 月の期限内にそれらを訂正するよう勧告する。出願人が所定の期限内に必要な訂正を行わないか若しくは応答しないか又は根拠のない異論を提示した場合は、審査官は、当該出願の手続を終了する旨の決定を下す。

(5) 審査及び出願人との通信の後、発明が特許性を有し、かつ、第 37 条(1)及び第 38 条の要件を満たしていることが明らかになった場合は、審査部審査官は、出願人に対して書面で第 33 条(4)及び第 53 条にいう手数料を納付するよう勧告する。

(6) 審査部審査官は、(5)にいう手数料の納付を条件として、特許を付与する決定を下す。出

願人が手数料を納付しないときは、当該出願は取り下げられたものとみなす。

第 47a 条 変更(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 出願人は、第 53 条にいう手数料の納付期間の満了前又は第 56 条(1)にいう期間の満了前に、特許出願の実用新案登録出願への変更の請求を提出することができる。変更された出願は、取り下げたとみなされる最初の特許出願の出願日及び優先日を保持する。

(2) (1)にいう変更は、第 73 条(5)の要件に従い、かつ、第 34 条(1)にいう規則において定められた手続に従って行われる。出願人が当該要件を満たさない場合は、審査部審査官は、出願人にその旨を通知し、その者に対しその意見及び訂正を提出するために 3 月を与える。出願人が応答しないか又は自己の抗弁が根拠のないときは、当該変更請求は認められず、かつ、特許出願は取り下げられたものとみなす。

第 48 条 期限の延長(官報第 45/2002 号により改正。官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

第 46 条(1)、第 46a 条、第 47 条(2)及び(4)、第 47a 条(2)並びに第 58 条(2)に定められた期限の満了前に提出された出願人の請求により、当該期限は、所定の手数料を納付して 3 月間、ただし、2 回を限度として延長することができる。

第 49 条 期限の回復

特別の不測の事情により期限が遵守されなかった場合は、当該期限は、出願人の請求により、回復することができる。当該請求は、期限を遵守することができない理由が最早存在しなくなった日から 3 月以内に、ただし、超過した期限の満了後 1 年以内に提出しなければならない。期限の回復に関する決定は、特許庁長官が行う。

第 50 条 出願の公開(第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)

第 51 条 特許付与の公告(第 66/2002 号により改正。第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

特許の付与については、決定が行われた後 3 月の期間の満了後直ちに特許庁公報において、これを公告する。公告後 1 月以内に、特許証を付与し、明細書、クレーム及び図面を公告する。

第 51a 条 出願書類の閲覧(第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

第 51 条にいう公告後、何人も提出された付与特許の出願書類の閲覧を請求し、かつ、許可を受けることができる。

第 52 条 その他の公告

特許庁は、特許庁公報において、出願及び特許付与の法律上の扱い、手数料、通達等についてのデータを公告する。

第53条 特許の付与及び公告の手数料(第66/2002号により改正。第64/2006号により改正。
2006年11月9日から施行)

第51条にいう公告及び特許証の付与は、第47条(5)にいう勧告の受領から3月の期間内に手数料を納付することを条件とする。出願人が所定の期限内に手数料を納付しなかったときは、その後1月の期間内に通常の手数料の2倍額で手数料を納付することができる。

第V章 紛争

第54条 紛争についての手続

発明及び実用新案の創作，保護又は実施から生じた紛争は，行政上，裁判上又は仲裁上の手続に基づいて審理し，解決する。

第55条 行政上の手続(第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)

(1) 次の決定は，紛争部に審判請求をすることができる。

1. 第46a条(2)及び第47条(3)に基づく特許付与の拒絶
2. 第46条(1)，第46a条(1)及び第47条(4)に基づく特許出願手続の中止
3. 第75d条(3)及び第75e条(3)に基づく実用新案登録手続の中止
4. 第75e条(4)に従う実用新案登録の拒絶

(2) 紛争部は，次のものを求める請求も審理する。

1. 付与された特許の無効
2. 実用新案登録の取消
3. 強制ライセンスの付与又は終了

(3) 紛争審理手続は，閣僚会議の規則において規定する。

第56条 審判請求の期限

(1) (第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)第55条(1)に基づく審判請求は，当該関係人が決定の受領から3月以内に紛争部に対して行うものとし，それには所定の手数料の納付証明書を添付しなければならない。

(2) (第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)第55条(2)に基づく請求は，特許又は実用新案登録の全存続期間に亘って認められるものとし，それには所定の手数料の納付証明書を添付しなければならない。

(3) (第64/2006号により削除。2006年11月9日から施行)

(4) 期限不遵守又は手数料不納の場合は，審判及び請求は審理されない。

第57条 審判に関する権限

(1) 審判は，特許庁長官がその都度任命する紛争部の合議体が審理する。

(2) 第55条(1)に基づく審判に関する決定は，3人の専門家からなる合議体(うち，1人は法律専門家とする)が行うものとし，第55条(2)に基づく審判に関する決定は，5人の専門家から成る合議体(うち，2人は法律専門家とする)が行う。

第58条 紛争部における手続(第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)

(1) 紛争部は，第55条にいう審判請求又は請求の受領から1月以内に手続を開始する。

(2) 手続の当事者は，それに参加しなければならない。書面及び口頭による証拠は認容される。第55条(2)にいう事件においては，紛争部は，特許所有者又は関係当事者に当該請求の写しを送付し，応答するために3月の期間を与える。

(3) 第55条(1)にいう審判請求に関しては，9月の期限内に，第57条にいう合議体は，次の手続を行う。

1. 審査部の決定を支持する。
2. 審査部の決定を全面的又は部分的に覆し、かつ、出願を再審理のために審査部に差し戻す。
(4) (3)2.に基づく出願の再審理後に行われた審査部の決定は、第 56 条(1)にいう期間内に紛争部に審判請求をすることができ、(紛争部は)実体に関して決定を行う。
(5) 第 55 条(2)に基づく請求を審理した後、かつ、当該紛争に係るすべての証拠の収集後 9 月以内に、第 57 条にいう合議体は、次の決定を下す。
 1. 正当でないとして請求を拒絶する。
 2. 付与された特許の全面的又は部分的無効の宣言を行う。
 3. 強制ライセンスを付与するか又は終了させる。
 4. 実用新案登録を全面的又は部分的に取り消す。
- (6) 第 57 条にいう合議体の決定は、特許庁長官の確認を得なければならない。
- (7) (3)から(6)までにいう決定は、7 日以内に紛争当事者に通知される。
- (8) (5)2.に基づく付与された特許の部分的無効の宣言又は(5)4.に基づく実用新案登録の部分的取消の宣言の場合は、付与された特許証又は登録証は、それぞれ新しいものにより差し替えられる。

第 59 条 裁判所による再審理

- (1) (官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 7 月 12 日から施行。「ソフィア市裁判所」の「ソフィア行政裁判所」への差替に関しては、2007 年 3 月 1 日から施行。第 59 条の旧文言、第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)第 58 条(3)1.及び第 58 条(5)に基づく紛争部の決定により不利益を被った如何なる当事者も、当該決定の受領後 3 月以内に、行政手続法典に基づいてソフィア行政裁判所に不服申立をすることができる。
- (2) (第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)第 46 条(1)、第 46a 条(1)及び(2)、第 47 条(3)及び(4)、第 75d 条(3)、並びに第 75e 条(3)及び(4)にいう審査部の決定は、それらが行政の経路を介して審判請求をしていなかったときは、裁判所に不服申立をしてはならない。

第 60 条 真の発明者を決定する紛争(第 66/2002 号により表題を改正)

- (1) (官報第 66/2002 号により改正)真の発明者を決定する紛争は、ソフィア市裁判所が審理する。
- (2) (官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)
- (3) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)執行力を有する裁判所判決に基づいて、特許庁は、付与されている特許証又は登録証に 1 又は複数の発明者の名称を記入する。

第 61 条 発明及び実用新案の職務発明性並びにそれらに対する報酬に関する紛争

- (1) 第 15 条の意味での発明又は実用新案の職務発明性に関する紛争は、ソフィア市裁判所が審理する。
- (2) (官報第 64/2006 号により補足。2006 年 11 月 9 日から施行)執行力を有する裁判所の判

決に基づいて、権利を有するとされた者は、3月の期限内に、自己に特許証又は実用新案登録証を付与するよう請求することができる。

(3) (官報第64/2006号により補足。2006年11月9日から施行)(1)に基づく権利主張は、特許証又は登録証の付与が公告された日から1年以内に行わなければならない。

(4) 第15条(5)及び(6)にいう報酬に関する紛争も、(1)に定めるところにより審理される。

第62条 出願する権利に関する紛争

(1) 第13条に基づく出願する権利に関する紛争は、裁判手続又は仲裁手続により審理する。

(2) ソフィア市裁判所は、裁判所に提起されたそれら紛争を審理する管轄権を有する。

第63条 先使用及び消滅後の実施に伴う権利に関する紛争

(1) 第21条に基づく先使用に伴う権利及び第22条に基づく消滅後の実施に伴う権利に関する紛争は、裁判手続又は仲裁手続により審理する。

(2) ソフィア市裁判所は、裁判所に提起されたそれら紛争を審理する管轄権を有する。

第64条 排他権の侵害に関する紛争

(1) (官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)排他権の侵害に関する紛争は、ソフィア市裁判所が審理する。

(2) (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)侵害訴訟における被告が特許庁に特許の無効又は実用新案登録の取消の請求を行った場合は、裁判所は、当該請求に関し最終決定が下されるまで裁判手続を停止する。

(3) (旧(2)、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)特許証又は実用新案登録証の付与前に出願人が訴訟を提起した場合は、特許庁による決定が下されるまで裁判手続を停止する。

(4) (旧(3)、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)前項にいう場合は、特許庁は、裁判手続停止の通知日後1年以内に決定を下さなければならない。

第65条 実施の事実の確認に関する紛争

特許発明又は実用新案の実施の事実を確認するための紛争は、通常の司法手続に基づいて審理される。

第66条 強制ライセンスの対価に関する紛争

強制ライセンスの付与に係る対価の額に関する紛争は、ソフィア市裁判所が審理する。

第 VI 章 特許協力条約に基づいて行われる国際出願

第 67 条 受理官庁

- (1) (官報第 66/2002 号により改正)特許庁は、ブルガリア共和国の国民又はブルガリア共和国に永続的住所又は主たる営業所を有する出願人により行われた国際出願について、特許協力条約(以下「条約」という)第 2 条(xv)に定義される受理官庁となる。
- (2) (官報第 66/2002 号により改正)国際出願は、英語又はロシア語で同一のものを 3 部提出しなければならない。出願はブルガリア語でも行うことができるが、その翻訳文を 1 月以内に提出しなければならない。手数料納付証明書及び優先権書類は、各 1 部を提出する。
- (3) (官報第 66/2002 号により改正)条約に基づく国際出願のための手数料に加えて、国際通信を行うための手数料を特許庁に納付しなければならない。当該手数料は、出願日から 1 月以内に納付しなければならない。これを怠った場合は、出願手続は終了する。
- (4) (官報第 59/2007 号により改正。2008 年 3 月 1 日から施行)提出された願書が 3 部より少ない場合は、特許庁は、適切な金額の納付を受けて不足部数を作成する。その納付を行わなくても手続を終了する理由とはされないが、受理官庁は、その口座からの引き落としを基礎として民事訴訟法典第 418 条に基づいて即時執行が命令されるよう請求することができる。
- (5) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)条約第 8 条(2)(b)にいう場合は、同じ発明に係る先の国内出願(複数出願もあり)の手続は終了する。国際出願について国内段階に入っている場合は、先の国内出願に係る手続は終了する。これらの場合において、先の国内出願に対して既に特許が付与されているときは、当該特許は、国際出願に付与される特許の効力発生日に、両者が同一である範囲で、消滅する。
- (6) (官報第 45/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)ブルガリア共和国特許庁に対してその受理官庁の資格で国際出願がされ、同じ発明について先の国内出願がされていない場合は、当該国際出願は、第 45a 条の手続に基づいて審査を受けなければならない。当該手続は、所轄当局が当該発明について秘密でないことを確認するときは継続する。当該発明が秘密であるときは、当該出願は国際出願として取り扱ってはならない。

第 68 条 国際調査機関及び国際予備審査機関

- (1) ブルガリア共和国特許庁は、国際調査機関及び国際予備審査機関を決定する。
- (2) 如何なる出願人も、特許庁と同様、国内出願についての調査が国際調査機関により行われるよう依頼することができる。この場合は、出願に含まれる明細書及びクレームは、国際調査機関が定める言語で提出し、かつ、調査手数料を納付しなければならない。

第 69 条 指定官庁

- (1) ブルガリア共和国が国際出願において指定国である場合は、ブルガリア共和国特許庁は、条約第 2 条(xiii)に定義されている指定官庁となる。
- (2) (官報第 66/2002 号により改正)国内段階に入るためには、出願人は、第 35 条の要件に従うことを条件として、優先日後 31 月以内に特許庁に国際出願をしなければならない。特許庁が受理官庁である出願については、特許庁を指定する時に出願手数料の納付は不要とする。
- (3) 国内段階に入った出願は、第 46 条(1)に定める期限内に、第 35 条、第 36 条、第 37 条、

第 38 条及び第 39 条の規定を遵守しなければならない。

(4) 特許庁は、国際調査機関による調査が発明の一部についてのみ行われた場合は、当該国際出願について追加調査を行う。当該追加調査に係る所定の手数料は、第 46 条(1)に定める期限内に納付しなければならない。

第 70 条 選択官庁

(1) ブルガリア共和国が国際予備審査の結果を使用する意図を有する出願人により選択された国である場合は、特許庁は、条約第 2 条(xiv)に定義されている選択官庁となる。

(2) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)ブルガリア共和国が選択された場合は、出願人は、国内段階に入るためには第 69 条(2)に基づく書類を優先日から 31 月以内に提出しなければならない。

(3) (官報第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)

(4) 国際予備審査報告書は、第 67 条(2)に定める言語以外の言語である場合は、条約第 36 条(2)に従い英語に翻訳しなければならない。

第 71 条 国際出願の国内出願への変更(官報第 66/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

外国の受理官庁が国際出願に出願日を付与することを拒絶し又は外国の受理官庁が当該国際出願が取り下げられたとみなされる旨若しくはブルガリア共和国の指定が取り下げられたとみなされる旨を宣言したが、出願人が当該出願のブルガリア語の翻訳文を特許庁に提出し、かつ、第 35 条(2)、第 75 条(1)6.各々にいう手数料を納付した場合は、当該国際出願は、本法の規定に従い国内特許出願又は実用新案登録出願として取り扱われる。この手続は、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局により誤って取り下げられたと宣言された国際出願についても均しく適用する。

第 72 条 公開

(1) 世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局によって公開され、ブルガリア共和国が指定国となっている国際出願は、国内段階に入っていない場合でも、その公開の日から技術水準に含まれる。

(2) (官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)ブルガリア語による国際出願の公開は、第 46c 条及び第 52 条に基づく国内出願の公開(公告)と同一の法的効力を有する。

第 VI 「a」 章 欧州特許条約に基づく欧州特許出願及び欧州特許(官報第 66/2002 号による新規定)

第 72a 条 欧州特許出願(官報第 66/2002 号による新規定)

(1) 欧州特許出願は、ブルガリア共和国特許庁又はミュンヘン所在の欧州特許庁若しくはヘーグ所在のその支庁において行うことができ、かつ、欧州特許条約(以下「欧州条約」という)第 14 条にいう言語の 1 により行わなければならない。分割出願は、欧州特許庁に対してのみ行うものとする。

(2) 永続的住所又は主たる営業所をブルガリア共和国に有する出願人は、欧州特許出願を特許庁に行うものとする。ただし、当該出願が特許庁に行われた先の出願に基づく優先権を有する場合はこの限りでない。

(3) 特許庁は、欧州特許出願を欧州特許庁に送付する。

第 72b 条 欧州出願と国内出願との均等性(官報第 66/2002 号による新規定)

(1) ブルガリア共和国を指定する欧州特許出願であって、出願日及び優先権が主張されている場合は優先日を付与されているものは、特許庁への通常の国内出願と均等とする。

(2) 欧州特許出願が欧州特許庁により公開された場合であって、出願人が出願の書誌的データと共に特許クレームのブルガリア語の翻訳文を 3 部提出し、公開手数料を納付したときは、特許庁は、当該翻訳文を公衆の利用に供し、かつ、特許庁公報において公開する。

(3) 出願人は、第 72c 条の規定に従うことを条件として、(2)にいう翻訳文についての公開の日から第 18 条に基づく権利を享受する。

第 72c 条 欧州特許の効力(官報第 66/2002 号による新規定)

(1) ブルガリア共和国を指定する欧州特許は、欧州特許公報におけるその付与の公告の日から、本法に基づく権利をその所有者に与える。ただし、当該日後 3 月以内に、明細書及びクレームのブルガリア語の翻訳文を 3 部提出し、かつ、公告手数料を納付することを条件とする。

(2) (1)にいう翻訳文は、発明の名称、明細書、ある場合の図面及び特許クレームを含むものとする。

(3) 翻訳文は、特許所有者、欧州特許出願番号、欧州特許の公告番号並びに特許付与についての公告が行われた欧州特許公報の番号及び日付を特定するデータとともに提出する。

(4) 特許庁は、欧州特許のブルガリア語翻訳文についての言及及び翻訳文自体を公報により公告する。

(5) 本条の規定は、欧州条約第 102 条(3)に基づく異議申立手続の間に補正された欧州特許の明細書及びクレームに対しても適用される。

(6) 欧州特許は、(1)にいう期限内に(1)及び(5)にいう翻訳文が提出されず、かつ/又は、公告手数料が納付されず、又は(2)及び(3)の要件が満たされず、また、特許庁の通知から 2 月以内に不備が除かれなない場合は、ブルガリア共和国の領域において出願日から効力を有さない。

第 72d 条 欧州特許出願又は欧州特許の正文；翻訳文の訂正(官報第 66/2002 号による新規定)

(1) 第 72b 条及び第 72c 条にいうブルガリア語の翻訳文により与えられる保護が欧州特許庁における手続言語による欧州特許出願又は欧州特許により与えられる保護より狭い場合は、当該翻訳文を正文とする。

(2) (1)は、欧州特許の無効手続には適用されない。

(3) 欧州特許の出願人又は所有者は、所定の公告手数料の納付を条件として、いつでも訂正した翻訳文を提出することができる。当該翻訳文は、3 部提出しなければならない。特許庁は、受領した訂正翻訳文について公報により公告する。訂正個所が欧州特許クレームに係るものである場合は、当該訂正翻訳文は、それについて公報に公告されるのと同時に公衆の利用に供するものとし、かつ、訂正個所が欧州特許の翻訳文に係るものである場合は、当該訂正を施した欧州特許を再度公告する。

(4) 訂正翻訳文は、その記載事項の公告の日から第三者に対して効力を有する。

(5) 発明を善意で実施している者又は発明の実施のために必要な準備を行った者については、当初の翻訳文においてそのような実施が出願又は特許の侵害とはならないと思われる場合は、訂正文が効力を生じた後も、そのような実施を自己の業として又は自己の業の必要に応じて、支払なしに継続することができる。

第 72e 条 欧州特許に係る維持手数料(官報第 66/2002 号による新規定)

欧州特許庁が欧州特許の付与について公告した年の後の各特許年度については、第 33 条に従いブルガリア共和国特許庁に欧州特許年金を納付しなければならない。

第 72f 条 国内特許出願への変更(官報第 66/2002 号による新規定)

(1) (官報第 64/2006 号により補足。2006 年 11 月 9 日から施行)ブルガリア共和国を指定する欧州特許出願は、次の場合は出願人の請求により、発明に係る国内特許出願又は国内実用新案登録出願に変更することができる。

1. 欧州条約第 77 条(5)に従い、出願が取り下げられたとみなされる場合

2. 欧州条約第 14 条(2)にいう手続の言語で出願の翻訳文を提出しなかったことにより、欧州条約第 90 条(3)に従い、出願が取り下げられたとみなされる場合

(2) 変更を求める請求は、欧州条約第 135 条(2)にいう期限内に提出しなければならない。

(3) 出願人は、特許庁が請求を受領した日後 3 月以内に、次のことを行わなければならない。

1. (官報第 64/2006 号により補足。2006 年 11 月 9 日から施行)第 35 条(2)、第 75 条(1)6. 各々にいう手数料を納付すること、及び

2. 当初提出の欧州特許出願書類のブルガリア語の翻訳文、及び該当する場合は欧州特許庁における手続中に補正された出願書類の訂正翻訳文を提出すること

第 72g 条 同時保護の禁止(官報第 66/2002 号による新規定)

(1) 国内特許及びブルガリア共和国を指定する欧州特許の双方において開示された発明の場合において、両特許が同一の出願日又は各々同一の優先日を有し、かつ、同一の者又はその権原承継人に帰属しているときは、当該国内特許の効力は停止する。

(2) (1)の規定に従うことを条件として、国内特許の効力については、欧州特許と同一である

範囲において、欧州特許に対して異議申立の通知を行う期間が異議申立の行われることなく満了した日から又は欧州特許を異議申立手続に留める決定が効力を生じた日から、これを停止する。

第 72h 条 欧州特許の無効(官報第 66/2002 号による新規定)

ブルガリア共和国を指定する欧州特許の無効手続における欧州特許庁の決定は、ブルガリア共和国の領域において効力を有する。

第 72i 条 欧州特許出願及び欧州特許の登録簿(官報第 66/2002 号による新規定)

特許庁は、ブルガリア共和国の領域において効力を有するすべての欧州特許出願及び欧州特許に関するデータを記載する登録簿を備えるものとし、かかる出願及び特許の法律上の扱いの変更の記入は、通常の手続に従って行う。

第 VI 「b」 章 補充的保護証明書(官報第 64/2006 号による新規定。ブルガリア共和国の欧州連合への加入の日から施行)

第 72j 条 補充的保護の付与(官報第 66/2002 号による新規定。ブルガリア共和国の欧州連合への加入の日から施行)

(1) 特許保護を享受する製品及び装置に係る補充的保護証明書は、欧州理事会規則 1768/92/EEC 並びに欧州議会及び理事会規則 1610/96/EC に規定の期間及び手続に基づいて付与される。

(2) 当該証明書の願書は、ブルガリア共和国の特許庁に提出しなければならない。手数料は、出願、証明書の付与及び維持、並びに公告について第 5 条(1)にいう手数料表に基づいて納付しなければならない。

(3) 補充的保護証明書付与の手続は、閣僚会議の規則において規定する。

(4) 第 3 条に基づく代理、第 13 条に基づく出願する権利、第 17 条に基づく法的保護の範囲、第 19 条に基づく排他権の内容、第 20 条に基づく特許の効力に対する制限、第 20a 条に基づく権利の消尽、第 21 条に基づく先使用权、第 26 条(1)、(2)及び(4)に基づく特許の消滅、第 27 条及び第 28 条に基づく特許権の侵害及び特許侵害訴訟、第 28a 条に基づく情報を受ける権利、第 30 条に基づくライセンス許諾を行う用意、第 31 条及び第 32 条に基づく約定ライセンス及び強制ライセンス、第 33 条に基づく特許維持手数料、第 49 条に基づく期限の回復、第 54 条、第 55 条(1)、第 56 条(1)及び(4)並びに第 57 条から第 59 条までに基づく紛争に関する諸規定については、(1)にいう規則に別段の定めがない限り、これを補充的保護証明書にも適用する。

第 VII 章 実用新案

第 73 条 特許性を有する実用新案(官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

- (1) 実用新案に係る法的保護は、特許庁に対する登録により付与される。登録は、特許庁公報に公告の日から第三者に対して効力を有する。
- (2) 登録を受ける権利は、第 13 条に基づいて出願する権利を有する者に帰属する。
- (3) 新規であり、進歩性を含み、かつ、産業上の利用可能性を有する実用新案は、登録される。
- (4) 第 6 条(2)及び(4)にいう対象は、それらについて法的保護が実用新案として求められる限りにおいて、実用新案とはみなされない。
- (5) 第 7a 条の意味での生物工学的発明、方法、化合物又はその使用、及び第 7 条にいう対象については、実用新案登録は付与されない。

第 73a 条 新規性(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

- (1) 実用新案は、技術水準の一部を形成しないときは、新規であるとみなす。
- (2) 技術水準は、次のものを含むと解釈される。
 1. 実用新案出願の出願日又は該当する場合は優先日の前に、世界のどこかで、書面での若しくは口頭の説明又は他の何らかの方法により、ブルガリア共和国における使用により公衆の利用に供されたすべてのもの
 2. 第 8 条(3)及び(4)にいうすべての国内、欧州及び国際出願の内容

第 73b 条 新規性を阻害しない開示(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

- (1) 実用新案の開示は、次の者による登録出願の出願日又は該当する場合は優先日の前 12 月以内に行われたときは、新規性を阻害しない。
 1. 出願人又はその者の付与者
 2. 出願人又はその者の付与者に対して明白に濫用的な第三者
- (2) (1)に基づく特典は、いつでも主張することができる。

第 73c 条 進歩性(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

実用新案は、当該技術に通常の知識及び熟練を有する者が第 73a 条(2)1. に基づく技術水準を基礎としてそれを容易には実現できないときは、進歩性を含むものとみなす。

第 73d 条 産業上の利用可能性(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)
実用新案の産業上の利用可能性は、第 10 条に従い決定される。

第 74 条 存続期間(官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

実用新案登録の存続期間は、出願日から 4 年とする。それは連続 3 年間で 2 回の期間延長をすることができる。合計存続期間は出願日から 10 年を超えてはならない。

第 74a 条 登録の消滅(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)
登録は次のときに消滅する。

1. 第 74 条に基づく各期間の満了時
2. 所有者による放棄時 - 放棄宣言書の受領日から

第 74b 条 登録の取消(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 登録は、何人かの請求により、次の場合は、取り消される。

1. 実用新案が第 73a 条、第 73c 条及び第 73d 条に関連して第 73 条(3)の要件を満たさない場合

2. 実用新案が第 73 条(4)及び(5)に規定に該当する場合

3. 実用新案の本質的要素の開示が当該技術の熟練者にとってそれを実現することを可能にする程十分には完全かつ明確でない場合

4. 登録された実用新案の主題が次のものの内容を逸脱している場合

(i) 出願時での当該出願

(ii) 原出願であって、それから実用新案登録が第 41 条に従い分割されたもの

(iii) 原特許出願であって、それに実用新案出願が第 75b 条に従い言及しているもの

(iv) 原特許出願であって、それから実用新案出願が第 47a 条及び第 72f 条に基づいて変更されたもの

(2) 取消の理由がクレームの一部のみに言及しているときは、取消は部分的とする。保護の範囲は、クレーム、明細書及び図面に対して各々補正を行うことにより限定される。

(3) 実用新案登録の取消は、当該出願の出願日から効力を生じる。

(4) 実用新案登録は、所有者が出願する権利を有していない場合にも取り消されるが、これは執行力を有する裁判所の判決により確定する。出願する権利を有する者は、実用新案についてその登録を消滅させることなく自己に登録するよう請求することができる。

(5) 実用新案登録は、それが第 74a 条に基づいて消滅している場合は、侵害訴訟の被告である者の請求によっても取り消すことができる。

(6) 登録の取消は、次のものに関して効力を有さない。

1. それらが執行された限りにおける実用新案侵害に関する最終決定

2. 取消前に締結履行されたライセンス許諾契約。ただし、それに別段の合意がある場合を除く。

第 74c 条 強制ライセンス(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 実用新案が他の実用新案の権利を侵害せずには実施できないが、当該他の実用新案の所有者が公正な条件に基づいてライセンスを付与することを拒絶する場合は、強制ライセンスは、当該実用新案の所有者に対し付与される。

(2) 特許に従う発明が実用新案の権利を侵害せずには実施できないが、当該実用新案の所有者が公正な条件に基づいてライセンスを付与することを拒絶する場合は、強制ライセンスは、当該特許の所有者に対し付与される。

(3) 第 32 条に基づく強制ライセンスの取扱は、登録された実用新案に均しく適用する。

第 74d 条 並行保護の場合における処分(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 第 75b 条の規定に基づいて特許が付与され、かつ、実用新案が登録された場合は、当該 2 の権利の何れかの処分は、その他 1 の権利の処分とみなす。

(2) (1)にいう権利の 1 がその他よりも前に発生したものである場合は、その処分は、後のものの権利に関しても効力を有する。

第 74e 条 実用新案権の侵害(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)
実用新案権の侵害は、第 27 条、第 28 条及び第 28a 条の規定に各々準拠する。

第 75 条 実用新案の出願(官報第 64/2006 号により表題を改正。2006 年 11 月 9 日から施行)(官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 実用新案登録出願は特許庁に対して行い、次のものを含んでいなければならない。

1. 登録の願書
2. 実用新案の明細書
3. 必要な場合は、図面
4. クレーム
5. 要約
6. 出願及び審査手数料の納付証明書

(2) 出願には次の書類も添付しなければならない。

1. 出願が工業所有権代理人を介して行う場合は、委任状
2. 優先権を主張する場合は、優先権宣言書及び優先権証明書、並びに優先権手数料の納付証明書
3. 出願人が発明者でない場合は、真の発明者に関する宣言書であって、かつ、出願する権利を立証するためのもの

(3) 出願書類は、第 44 条(2)にいう優先権証明書を除き、ブルガリア語で提出しなければならない。明細書、図面、クレーム及び要約は、2 部提出しなければならない。当該書類がブルガリア語以外の言語で提出された場合において、それらがその日から 3 月以内にブルガリア語で提出されたときは、出願日を維持することができる。この期間は延長不可である。

第 75a 条 出願日(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)
出願日は、次のものを特許庁において受領した日とする。

1. 出願人の名称及び住所、並びに登録を求める実用新案の名称を含む登録の願書
2. 実用新案の明細書
3. 必要な場合は、図面
4. 1 又は 2 以上のクレーム

第 75b 条 並行出願(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

特許出願の出願人は、第 73 条(5)の規定に従うことを条件として、特許出願の出願日及び優先日を援用し、同一発明についての実用新案登録の出願も行うことができる。この権利については、第 46 条(1)、第 46a 条(1)及び(2)、第 47 条(3)、(4)及び(6)に基づく特許出願に関

する決定、又は審査部若しくは紛争部の第 58 条(3)2.及び(4)に基づく決定を受領した日から 2 月の満了前、ただし、特許出願の出願日後 10 年以内に、これを主張することができる。

第 75c 条 出願の要件(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 第 75a 条 1.にいうデータに加え、当該願書には次のものも含めなければならない。

1. 発明者の名称及び住所
2. 真の発明者に関する宣言
3. 若しある場合は、工業所有権代理人の名称及び住所
4. 優先権主張に関するデータ - 優先権書類の番号、日付及び国
5. 実用新案登録の出願が第 75b 条に従い行われた場合は、特許出願を特定するデータを含む宣言

(2) 明細書は、実用新案の名称の表示、その利用、その技術的本質を開示する 1 以上の実施態様を含んでいなければならない。それには、出願人の知る限りの先行技術についての表示、及び当該実用新案の利点も含めることができる。

(3) クレーム及び要約は、第 38 条及び第 39 条に準拠する。

第 75d 条 方式要件の審査(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) ブルガリア共和国において永続的住所を有するブルガリア国民又はブルガリア共和国において主たる営業所を有する法人による出願の出願日後 1 月以内に、第 45a 条にいう審査は行われる。

(2) (1)にいう審査後又は外国出願人による出願の出願日後 1 月以内に、出願日を有する如何なる出願もその第 75 条、第 75b 条及び第 75c 条(1)の要件に対する遵守に関する審査を受ける。不備が確認されたときは、出願人はその旨を通知され、それらを訂正するために 1 月が与えられる。

(3) 出願人が上記期限内に応答せず又は必要な訂正をしないか、かつ/又はその者の抗弁が根拠のない場合は、手続を終了する旨の決定が下される。

(4) 出願人が(2)にいう期間内に第 75 条(1)6.に基づく手数料の納付証明書を提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(5) 第 75 条(2)2.にいう書類の提出は、第 44 条に準拠する。

第 75e 条 登録手続(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 方式要件を満たす出願は、次の事項に関して審査部審査官により審査される。

1. 出願が第 75c 条(2)及び(3)並びに第 40 条の要件を満たすか否か
2. 登録出願の実用新案が第 73 条(4)及び(5)の規定に該当するか否か
3. 出願において開示された実用新案が第 10 条と明白に矛盾するか否か

(2) 不備が確認されたときは、出願人はその旨を通知され、その者の抗弁を提出し、かつ/又は出願を補正するために 3 月が与えられる。

(3) 出願人が所定の期限内に応答しないか又は(1)1.にいう不備を除去するように出願を補正しないか、かつ/又はその者の抗弁が根拠のないときは、手続を終了する旨の決定が下される。

(4) 出願人が所定の期限内に応答しないか又は(1)2.及び 3.にいう齟齬を除去するように出

願を補正しないか、かつ/又はその者の抗弁が根拠のないときは、手続を終了する旨の決定が下される。

(5) 審査の結果、齟齬が発見されず又は齟齬が除去された場合は、出願人は、1月の期限内に、登録、登録証発行、明細書、図面、クレーム及び要約の公告手数料、並びに特許庁公報における公告手数料を納付するよう勧告される。出願人が当該手数料を納付しなかったときは、出願は取り下げられたものとみなす。

(6) 手数料がすべて適時に納付されたときは、14日以内に実用新案を登録する決定が下され、当該実用新案は実用新案国家登録簿に記録される。

(7) 実用新案登録出願が第75b条に従い行われた場合は、それを登録する決定については、(5)にいう手数料、及び出願人が登録の存続期間についての手数を納付するよう勧告された納付期間の延長に係る手数料の納付時に、これを下す。

第75f条 技術水準の調査(官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)

(1) 出願人は、所定の調査手数料の納付を条件として、技術水準の調査の請求を提出することができる。

(2) 実用新案登録の存続期間中、何人も所定の調査手数料の納付を条件として、技術水準の調査の請求を提出することができる。

(3) (1)又は(2)にいう請求の受領後3月以内に、調査報告が起草されるものとし、それは発見された資料と共に請求人に送付される。

(4) (1)又は(2)にいう者は、手数料を納付し、実用新案審査及び(3)又は第47条(1)に基づく調査報告書を求める請求を提出することができる。

第75g条 登録の停止(官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)

出願日後3月以内に、出願人は、出願日又は該当する場合は優先日から15月の期間、実用新案登録の停止を請求することができる。

第75h条 期間の延長(官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)

第75d条(2)又は第75e条(2)にいう期間は、当該期間の満了前にされた出願人の請求により、かつ、所定の手数料の納付を条件として、3月間、ただし1回に限り、延長することができる。

第76条 登録の存続期間の延長(官報第64/2006号により表題を改正。2006年11月9日から施行)(官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)

(1) 実用新案登録の存続期間は、所定の手数料の納付証明書を添付した所有者の請求により延長される。

(2) 各延長請求は、登録の前存続期間の最終年中に提出しなければならない。

(3) (2)にいう期間を遵守しない場合は、実用新案登録の有効性は、所有者が当該期間の満了後6月以内に請求を提出し、かつ、2倍額の手数料を納付したときは、なお維持することができる。

第 77 条 公告(官報第 64/2006 号により表題を改正。2006 年 11 月 9 日から施行)(官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 公告は、実用新案の国家登録簿への記入後 1 月以内に特許庁公報において行われる。

(2) (1)にいう公告後 1 月以内に、実用新案登録証は交付され、かつ、明細書、図面、クレーム及び要約が公告される。

(3) 特許庁公報は、調査報告の通知及び実用新案の法律上の扱いの何らかの変更について公告する。

第 77a 条 出願の閲覧(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

登録の公告後は、何人も、出願時の実用新案登録出願及び第 75f 条(3)にいう報告についての閲覧を請求することができる。

第 78 条 実用新案の取扱(官報第 64/2006 号により表題を改正。2006 年 11 月 9 日から施行)(官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

発明に関する規定は、本章に別段の定めがない限り、実用新案に適用する。ただし、第 18 条、第 22 条及び第 30 条を除く。

第 VIII 章 特許庁

第 79 条 地位

(1) ブルガリア共和国特許庁は、工業所有権の主題の法的保護のための国内国家当局であり、本庁をソフィアに置く。

(2) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)特許庁は、国家予算により資金供給される。特許庁の予算受領は、特許庁により営まれる活動について徴収された手数料、賃貸料、寄付金等から行われる。

(3) (官報第 64/2006 号による新規定。2007 年 1 月 1 日から施行)特許庁予算に従う年間給与資金の 25 パーセントの額までの資金は、行政職人事の臨時人材強化策として割り当てられ、当該資金は、各年につきブルガリア共和国の国家予算法に含まれている。当該臨時人材強化策を付与する手続は、特許庁の組織規則に定められる。

(4) (旧(2)，官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許庁は、その活動において独立しており、工業所有権の主題の保護に関する特許庁の最終決定は、関連手続に基づいて裁判所に不服申立をすることができる。

(5) (旧(3)，官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許庁は、長官、少なくとも 1 の副長官、国家審査官及び職員から構成する。

(6) (旧(4)，官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)長官及びその副長官は、次の必須の資格を有していなければならない。すなわち、工業所有権の分野における 10 年を超える経験、技術又は法律に関する高等教育。第 1 副長官は、特許審査についての能力及び経験を有し、特許についての資格を有していなければならない。

(7) (旧(5)，官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許庁長官は、総理大臣が任命する。

第 80 条 主たる職務

特許庁は、次の主たる職務を行う。

1. 工業所有権の主題の保護に関連する審査及び決定
2. (官報第 81/1999 号により改正。1999 年 12 月 14 日から施行。官報第 64/2006 号により補足。2006 年 11 月 9 日から施行)発明に係る特許証、実用新案登録に係る証明書、工業意匠、商標、サービスマーク及び原産地名称に係る証明書並びに工業所有権の主題の保護に関するその他の書類を交付すること
3. 審査決定、保護関係書類の無効請求、並びに強制ライセンスの付与及び終了に関する紛争を審理すること
4. 強制ライセンスの無効措置、付与及び終了、並びに保護関係書類の従属
5. (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)国立産業用微生物及び細胞培養銀行と協力しての生物工学的発明及び実用新案の保護
6. (旧 5.，官報第 64/2006 号により補足。2006 年 11 月 9 日から施行)関連する政府間工業所有権機関においてブルガリア共和国を代表し、特許庁の地位に従って国際協定により規定されたブルガリア共和国の義務の履行を確保し、かつ、工業所有権調査及び審査に係る実施における協力を含め、この分野における国際協力を推進すること
7. (旧 6.，官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)本法及び国際協定に従

い公告を行い、かつ、公報を発行し、特許書類の国際交換を実施し、工業所有権情報システムを制定し、維持し、かつ、そのような工業所有権に関連する情報サービスを提供すること
8. (旧7.、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)特許庁の権限内において規則及び通達を公布し、特許庁が提供する活動及びサービスに係る手数料の附則を提案すること

9. (旧8.、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)保護を受ける工業所有権の国家登録簿を維持すること

10. (旧9.、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)寄付、自体の財政及びその他の収入から調達される工業所有権基金を管理すること

11. (旧10.、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)工業所有権の分野における職員の研修を実施すること

12. (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)工業所有権の分野における公衆の認識を喚起し、かつ、工業所有権の法的保護及び革新活動を増進すること

第81条 長官

(1) 長官は、特許庁を管理し、かつ、特許庁の職務を遂行する責任を負う。長官は、特許庁の内部組織に関する規則を公布する。長官は、職員を任命し、かつ、これに対する職務上の指揮監督権を行使する。長官は、諸国際機関及び諸同盟において特許庁を代表する。長官は、外国特許庁との間の2国間又は広域条約に署名する。

(2) (官報第64/2006号による新規定。2006年11月9日から施行)長官は、命令書によりその権限を副長官1名に対し委譲することができる。

(3) (旧(2)、官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)特許庁長官は、発明の分野における非営利団体との協力を推進する。

第82条 組織

(1) 特許庁は、本法に定める職務を遂行するために、次の事項を管掌する主要な部を設置しなければならない。

1. 工業所有権の主題についての審査
2. 審判
3. 法律事項
4. 特許情報及び広報活動

(2) 特許庁は、審査、産業に対するサービス及び特許書類の国際交換の目的で、中央特許図書館と称する中央特許ファイルを編集し、維持し、かつ、保管する。

(3) 特許庁長官は、庁の組織及び職員の配置を決定する。

第83条 職員

(1) ブルガリア市民権を有する者のみを特許庁の職員として任命することができる。

(2) (官報第64/2006号により改正。2006年11月9日から施行)高等教育を受け、特許法を専攻し、審査分野において3年以上の経験を有し、かつ、特許庁における試験に合格した者のみを工業所有権出願に関する決定又は紛争に関する最終決定を行う権限を有する国家審査官に任命することができる。審査を行う条件及び手続は、特許庁長官法において規定する。

(3) (官報第 64/2006 号により削除。2006 年 11 月 9 日から施行)

(4) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)特許庁の職員は、工業所有権保護に係る出願を行うこと、又はそれらの者の就職期間中若しくはその終了後 1 年間は発明者若しくは共同発明者として記載されることができない。

第 VIII 「a」 章 国境管理(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

第 83a 条 適用の基礎及び範囲(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

- (1) 税関当局は、商品が特許、補充的保護証明書又は登録された実用新案を侵害していると信じるに足る有効な理由が存在する場合は、国境を越えて運ばれた商品を留置する。
- (2) 対策管理は、第 20 条に基づく特許の効力により包含されない商品、又は特許、補充的保護証明書若しくは登録実用新案の所有者の同意を得て製造された商品に対しては適用しない。
- (3) (ブルガリア共和国の欧州連合への加入から施行)(2)の規定については、理事会規則 1383/2003/EC の規定にそれが抵触しないときに限り、かつ、その限りにおいて、これを適用する。

第 83b 条 国境管理実施に係る条件(官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

- (1) 国境管理は、特許又は登録実用新案の所有者の書面での請求により実施されるものとし、当該請求は税関に宛てられるものとする。特許、補充的保護証明書又は登録実用新案の所有者が外国に永続的住所又は主たる営業所を有する場合は、当該所有者は、当該請求書にブルガリア共和国の領域における送達宛先を記載しなければならない。
- (2) (1)にいう請求書は、商品の詳細な説明を含んでいなければならない。それには、発明に係る特許証、補充的保護証明書又は実用新案登録証の写し、並びにその有効性を証明する書類を添付しなければならない。なお当該書類については、特許庁が発行したものとする。
- (3) 税関当局により徴収される手数料の納付を条件として、請求は審理され、国境管理が実施されるが、当該手数料の額は閣僚会議が規定する。
- (4) 税関当局は、留置を請求された商品を特定できないこと又は当該商品を留置する際の特許当局の善意の行為に対しては、責任を負わない。
- (5) 国境管理を実施する手続は、閣僚会議の規則において規定する。

第 IX 章 行政罰に関する規定

第 84 条 罰則

(1) (官報第 11/1998 号により改正。官報第 45/2002 号により改正。官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)第 24 条に基づく秘密出願の本質的特徴を公表した者又は第 25 条の規定に違反して外国に出願した者には、1,000 レヴァから 20,000 レヴァまでの罰金が課される。

(2) (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)第 28a 条(5)にいう自己の義務を果たさない者には、300 レヴァから 500 レヴァまでの罰金又は 600 レヴァから 1,000 レヴァまでの財産制裁が課される。

(3) (旧(2)、官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)特許庁の機関は、如何なる違法行為に関しても陳述書を作成する。刑罰は、特許庁長官が命じるものとし、行政犯罪及び罰則に関する法律の規定に基づいて不服申立をすることができる。

追加規定

§ 1. (官報第 64/2006 号による新規定。2006 年 11 月 9 日から施行)

1. 「本質的に生物学的方法」とは、それが完全に雑種受精(異種交配)又は淘汰等の自然現象から構成されるときは、植物又は動物の生産のための方法である。
2. 「微生物学的方法」とは、生物学的材料を得ることから成り、それに利用され又はそれに至る何らかの方法である。
3. 「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含み、かつ、生物系において自家増殖又は増殖ができる何らかの材料である。
4. 「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日にパリにおいて調印された工業所有権の保護に関するパリ条約であって、それに対する改正を含み、国会最高幹部会布告第 663//1965 号により批准された同条約リスボン版へのブルガリア共和国の加入についての閣僚会議の決定に従うものである。(官報第 75/1965 号)
5. 1977 年 4 月 28 日にブダペストにおいて調印された「ブダペスト条約」とは、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約であって、閣僚会議布告第 903/1978 号(官報第 38/1978 号)により批准されたものである。
6. 「特許協力条約」とは、1970 年 6 月 19 日にワシントンにおいて締結された特許協力条約であって、閣僚会議布告第 2933/1983 号(官報第 77/1983 号)により批准されたものである。
7. 「欧州特許条約」とは、欧州特許の付与に関する 1973 年 10 月 5 日の条約(欧州特許条約)であって、国会の批准法(官報第 15/2002 号)により批准されたものである。
8. 「一般用医薬品」とは、参考医薬品と活性物質に関して定性的及び定量的に同一の組成及び同一の医薬的形態を有する医薬品であって、参考医薬品へのその生物学的均等性が生物学的分析能についての適切な検査により立証されたものである。即時遊離性を有する経口医薬形態は、同一医薬形態とみなす。活性物質の各種の塩、エステル、エーテル、異性体、複合体、又は誘導体は、無毒性及び/又は効用の点で実質的に異なる限り、同一の活性物質とみなす。

経過規定及び最終規定

§2. (旧§1. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 本法は、その施行後に提出された発明及び実用新案に係る特許出願並びにその施行日前に特許庁に提出された特許についての係属中の請求に対して適用される。

(2) 本法の施行前に特許庁に提出された係属中の発明者証の出願は、第 13 条に基づいて出願することができる者の請求により、同一の優先権を有する発明又は実用新案に係る特許出願に変更することができる。当該請求は、特許庁が出願人に通知を行った日から 3 月以内に、ただし本法の施行日から 6 月以内に、特許庁に提出しなければならない。

(3) 前項に基づいて変更の請求が行われなかった発明者証の出願は、取り下げられたものとみなし、それらに係る手続は終了する。

§3. (旧§2. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 本法の施行日前に付与された発明者証は、出願日から起算して 15 年の存続期間を有する。同じ存続期間が未公告の発明者証にも適用される。

(2) 前項に従う存続期間中、発明者証は、第 7 条の規定に従うことを条件として、発明者の請求により、発明に係る特許に変更することができる。職務発明について付与された発明者証に関しては、次の者が変更を請求することができる。

1. 発明の実施者
2. 発明の創作者
3. 発明を行った組織。ただし、当該組織が実施者でない場合

(3) 前項に基づく請求は、本法の施行日から 6 月以内に特許庁に提出しなければならない。

(4) 特許庁は、(2)に定める権利者の順に従って、出願人中の 1 のみに特許を付与する。

(5) (3)の期限内に変更の請求が提出されなかった場合は、外国人を除き、如何なる関係人も、自己のために特許の付与を請求することができる。当該請求は、(3)にいう期限の満了後 1 年以内に行わなければならない。かつ、特許は、最初の請求を行った者に付与される。

(6) (4)及び(5)に基づいて特許から生じる権利は、変更の決定の日から発効する。発明者証の変更の日の前であって発明者証の出願日後に当該発明を実施した者は、第 21 条に基づく先使用権を享受しない。

(7) (官報第 66/2002 号により削除)

(8) 前項に基づいて特許証に変更されなかった発明者証は消滅する。

(9) 受け入れられ、かつ、実施された発明及び改良の発見者及び創作者の、並びに受け入れられ、かつ、実施された経済的に効率的な提案を行った者の財産権及び非財産権であって、本法の施行前に発生したものは、なお従前適用された規定に従う。

(10) (官報第 30/2006 号により改正。2007 年 7 月 12 日から施行)

出願及び発明者証の特許証への変更に関する特許庁の決定については、行政手続法典に従い不服申立をすることができる。

§4. (旧§3. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

発明者証を特許証に変更する場合は、特許の付与及び変更の公告に係る手数料を納付しなければならない。特許を維持するための年金は、特許付与の日から納付を要する。

§5. (旧§4. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 本法の施行前に外国で付与された特許又は行われた出願であって、化学的に若しくは微生物学的に得られる製品又は化学的な若しくは遺伝子工学を含むその他の方法によって得られる医薬、化粧品、食品若しくは調味料に関するものについては、特許庁は、特許権者又は出願人の請求により特許を付与する。ただし、次の事項を条件とする。

1. 当該製品が特許庁への特許出願日までにブルガリア共和国の領域において販売されたことがなかったこと
2. 特許の付与が請求されている主題と同一の主題についてブルガリア共和国において発明者証が交付されたことがなかったこと
3. 出願人又は特許権者が当該発明の本国において活発な商業活動を行っていること

(2) 前項に従う特許出願は、本法の施行日から 9 月以内に特許庁に行うものとし、これには次のものを含めなければならない。

1. 標準的な願書
2. 前項 1. 及び 3. の要件に関する標準的な宣言書
3. 特許又は出願及び要約のブルガリア語の翻訳文 2 部
4. 関係国の特許庁が交付した特許証の写し又は出願の認証謄本
5. 手数料納付証明書
6. 委任状

(3) 出願人又は特許権者は、前項にいう書類を出願日から 3 月以内に提出しなければならない。

(4) ブルガリア共和国で付与された特許は、次の時に発効する。

1. 外国において特許が既に付与されている場合は、(2)に従う出願日
2. 外国における出願については特許付与の通知を受領した日

(5) 前項に定める手続及び条件に従い付与された特許は、関係国で付与された特許の存続期間の満了時又は当該特許の無効宣言の日に消滅する。

(6) (2) 及び (3) に基づく期限で、その経過したものは回復することができない。

(7) 特許更新手数料は、特許が付与された国における特許年度に基づいて納付しなければならない。

§6. (旧§5. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

本法の施行前に付与された発明特許及び追加特許は、これらが付与された時に適用された法律により与えられた存続期間を維持する。

§7. (旧§6. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)

(1) 商標及び工業意匠に関する法律(1967 年官報第 95 号にて公布、1975 年第 55 号及び 1986 年第 56 号により改正)の第 48 条における「ブルガリア商業会議所」の語は、「工業所有権代理人」と読み替える。

(2) ブルガリア商工会議所は、本法の施行後 6 月までは、なお引き続き工業所有権代理人として行動する。同期間内に、外国出願人は、工業所有権代理人登録簿からの代理人を任命しなければならない。この期間が満了したときは、ブルガリア商工会議所は、公認代理人が存在しない工業所有権に関するファイルをすべて特許庁に引き渡さなければならない。特許庁

長官は、それらのファイルを公認工業所有権代理人に配分する。

§ 8. (旧 § 7. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)
第 55 条(2)に基づく無効請求の提出期限は、本法の施行前に付与された発明者証にも適用される。

§ 9. (旧 § 8. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)
特別の法的保護を享受しない有用な提案を作成し、かつ、使用するための条件は、関係当事者間で締結された契約により定める。

§ 10. (旧 § 9. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)
発明及び合理化機関 (INRA) の名称は、ブルガリア共和国特許庁に改称する。

§ 11. (官報第 81/1999 号により補足。1999 年 12 月 14 日から施行。旧 § 10. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)
閣僚会議は、第 3 条に基づく規則及び秘密特許規則を公布する。

§ 12. (旧 § 11. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)
本法は、次の法律に代わるものとする。
1. 発明及び合理化に関する法律(官報第 81/1968 号により公布。官報第 92/1969 号、第 28/1982 号及び第 56/1986 号により改正)
2. 発見、発明及び改善提案に関する法律(イズベスチヤ第 10/1961 号にて公布、官報第 81/1968 号により改正)

§ 13. (旧 § 12. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)
本法は、第 3 条を除き、1993 年 6 月 1 日から施行する。

§ 14. (旧 § 13. , 官報第 64/2006 号により改正。2006 年 11 月 9 日から施行)
本法は、特許庁長官が執行する。

特許法の改正に関する法律の経過規定及び最終規定(官報第 66/2002 号により公示, 2002 年 7 月 9 日から施行)

§ 42.

(1) 本法は, 本法の施行後に行われた発明及び実用新案に係る特許出願並びに係属中の出願に適用される。

(2) 手術又は治療による人間又は動物の体の処置方法並びに人間又は動物の体に対して行われる診断方法に関する発明に係る特許の取消請求は, 特許付与の時期如何に拘らず, 最終決定が下されるまでの出願審査中に適用された法律の規定に照らして審理する。

§ 43.

手術又は治療による人間又は動物の体の処置方法並びに人間又は動物の体に対して行われる診断方法に関する発明特許により付与される法的保護は, 特許を付与する決定を下す基礎となった法律により規定された制限を条件として, 特許の存続期間の満了までその効力を留保する。

§ 44.

本法の施行前に発明又は実用新案に係る出願を行った出願人は, これまで有効な第 11 条の文言にいう特典を享受する。

§ 45.

経過規定及び最終規定の廃止された § 2(7) に基づく発見の宣言書の手続は, 何れも終了する。特許庁は, 創作者の請求により, 宣言書に記載された書誌データをその公報において公開し, かつ, すべての宣言資料を公衆の閲覧に供する。

§ 46. (官報第 68/2002 号により改正)

本法は, 官報におけるその公布の日から施行する。ただし, § 20 項目 1(第 33 条(1), (2)及び(3))に関するものは, 本法の施行から 6 月後に施行する。

行政手続法典の経過規定及び最終規定(官報第 30/2006 号により公示。2006 年 7 月 12 日から施行)

§ 101.

特許法(官報第 27/1993 号により公布。官報第 83/1996 号, 第 11/1998 号, 第 81/1999 号, 第 45/2002 号, 第 66/2002 号, 第 17/2003 号により改正)は, 次の通り改正する。

2. 「行政手続法」の語は, 「行政手続法典」に差し替える。

§ 142.

当該法典は, 次のものを除き, 官報におけるその公布から 3 月後に発効する。

1. 表題 III, § 2. 項目 1 及び § 2. 項目 2 - 第 II 章「裁判所への不服申立」の廃止に関するもの。§ 9. 項目 1 及び項目 2, § 11. 項目 1 及び項目 2, § 15, § 44. 項目 1 及び項目 2, § 51. 項目 1, § 53. 項目 1, § 61. 項目 1, § 66. 項目 3, § 76. 項目 1 から項目 3 まで, § 78, § 79., § 83. 項目 1, § 84. 項目 1 及び項目 2, § 89. 項目 1 から項目 4 まで, § 101. 項目 1, § 102. 項目 1, § 107, § 117. 項目 1 及び項目 2, § 125, § 128 項目 1 及び項目 2, § 132. 項目 2, § 136. 項目 1, 並びに § 34, § 35. 項目 2, § 43. 項目 2, § 62. 項目 1, § 66. 項目 2 及び項目 4, § 97. 項目 2 及び § 125. 項目 1 - 「広域」の語の「行政的」への差替, 及び「ソフィア市裁判所」の「ソフィア行政裁判所」への差替に関するもの。2007 年 3 月 1 日に発効する。

2. 2007 年 1 月 1 日に発効する段落 120

3. 官報による当該法典の公布の日から発効する段落 3

特許法改正に関する法律の経過規定及び最終規定(官報第 64/2006 号により公示。2006 年 11 月 9 日から施行)

§ 74.

(1) 本法は、本法施行後に行われた特許出願及び実用新案登録出願、並びに発明及び実用新案についての係属中の特許出願に適用する。

(2) 本法の施行日現在継続中の発明に係る特許出願に関しては、第 46b 条にいう請求は一切行うことができず、第 47(2)条にいう 6 月の期限は適用しない。

(3) 本法の施行日前に特許庁に対して行われ、その日現在未だ係属中の実用新案に係る特許出願に関しては、出願人の請求により実用新案登録出願に変更することができる。当該請求は、特許庁が出願人に通知する日から 3 月以内、ただし本法の施行後 6 月以内に行わなければならない。

(4) 実用新案の特許出願に係る審査手数料は、出願人には還付されず、特許庁は、(3)にいう期限内に受領した変更請求に係る全出願に関して調査を実施する。第 73a 条、第 73c 条及び第 73d 条の遵守に係る陳述書を添付した調査報告書は、当該請求の提出の日後 6 月以内に出願人に送付される。

(5) 当該変更請求が一切受領されなかった実用新案の特許出願は、取り下げられたものとみなす。

§ 75.

付与された実用新案特許は、これまで有効な手続に従い引き続き有効とする。

§ 76.

(1) これまで有効な手続に従い付与された秘密特許は、維持手数料を免除される。

(2) 付与された秘密特許の区分除外及び無効は、第 24 条に従い行われる。

§ 77. (ブルガリア共和国の欧州連合への加入の日から施行)

(1) 経過規定及び最終規定 § 5. に基づいて付与された特許の存続期間は、各本国における特許出願の出願日から 20 年とする。

(2) ブルガリア共和国の欧州連合への加入の日後 6 月以内に、経過規定及び最終規定 § 5. に基づいて付与された特許であって、(1)にいう期間を超えて延長された存続期間を有するものの所有者は、特許の主題に係る補充的保護証明書の付与に係る規則 1768/92/EEC 及び規則 1610/96/EC に定められた手続及び条件に従い請求を行うことができ、付与された証明書の存続期間は、規則 1768/92/EEC 第 22 条に従い明記される。

(3) 経過規定及び最終規定 § 5. に基づいて付与された特許であって、(1)にいう期間を超えて延長された存続期間を有するものは、(2)に基づく期間内に一切請求を行わなかったか又は補充的保護証明書の付与が拒絶されたものに関して、各年金が納付された当特許年度の満了時に消滅する。

§ 78.

閣僚会議は、第 24 条(11)、第 34 条(1)、第 37 条(3)、第 55 条(3)及び第 83b 条(5)にいう規

則を採択し、かつ、農林大臣は、本法施行後 6 月以内に第 20a 条(4)及び(6)にいう規則を发出する。

§ 79.

(1) 補充的保護証明書は、有効な基本特許による保護を享受している医薬品であって、それを医薬品として市販する最初の認可が 2000 年 1 月 1 日後に取得されたものに対して付与することができる。ただし、当該証明書の請求がブルガリア共和国の欧州連合への加入の日後 6 月以内に行われることを条件とする。

(2) 補充的保護証明書は、有効な基本特許による保護を享受している植物保護製品であって、それを植物保護製品として市販する最初の認可が 2000 年 1 月 1 日後に取得されたものに対して付与することができる。ただし、当該証明書の請求がブルガリア共和国の欧州連合への加入の日後 6 月以内に行われることを条件とする。

(3) (1)及び(2)にいう証明書は、第 VI「b」章にいう手続に基づいて付与される。

§ 80.

ブルガリア共和国の欧州連合への加入の日後、第 20 条 7. は、欧州連合又は欧州経済地域の加盟国において市販するための請求にも適用する。

§ 81.

(1) ブルガリア共和国の欧州連合への加入の日後、調剤医薬品に係る特許又は補充的保護証明書であって、それについての出願がブルガリア共和国において当該製品に当該保護を得ることができなかった時に加盟国において出願されていたものの所有者又は実施者は、例え当該製品がその者により又はその者の同意を得てブルガリア共和国において最初に市販されたとしても、当該加盟国又は当該製品が特許若しくは補充的保護を享受している国において、当該製品の輸入及び流通を防ぐために、当該特許又は補充的保護証明書により付与された権利を援用することができる。

(2) 調剤医薬品が特許又は補充的保護を享受する加盟国において(1)の範囲により包含された当該調剤医薬品の輸入又は流通を意図する何人も、所轄当局に対する輸入申請において、当該保護の所有者又は実施者に宛てて既に 1 月の予告をした旨の証拠を提示しなければならない。

.....

§ 83.

本法は、次のものを除き、官報におけるその公布から 3 月後に発効する。

1. 段落 15 - 第 20a 条(1)に関するもの。 § 55. - 第 6「b」章に関するもの。 § 70. - 第 83a 条(3)、及び § 77. に関するもの。これらはブルガリア共和国の欧州連合への加入の日に発効する。

2. 段落 66 項目 2. - 第 79 条(3)に関するもの。これは 2007 年 1 月 1 日に発効する。

人間医薬品用の調剤に関する法律の経過規定及び最終規定(官報第 31/2007 号により公示。
2007 年 4 月 13 日から施行)

§ 37.

本法の施行から 1 年後に発効する § 22 を除き、本法は官報におけるその公布の日が発効する。

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定(官報第 59/2007 号により公示。2008 年 3 月 1 日から施行)

§ 61.

当該法典は、2008 年 3 月 1 日に発効する。ただし、官報における当該法典の公布から 3 日後に発効する次のものを除く。

1. 第 7 部「欧州連合法の運用に基づく民事訴訟に関する特別規則」
2. 段落 2(4)
3. 第 32「A」章「外国裁判所及び外国機関の決定の履行の承認及び容認に係る特別規則」の第 307a 条から第 307e 条までによる差替、並びに第 7 部「子供の返還又は人的関係の権利の行使に係る訴訟」の第 502 条から第 507 条までによる差替に関する段落 3
4. 段落 4(2)
5. 段落 24
6. 段落 60

欧州法の関係法

知的所有権の施行に関する 2004 年 4 月 20 日の欧州議会及び理事会規則 2004/48/EC

生物学発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の欧州議会及び理事会指令 98/44/EC

欧州経済共同体のための研究計画に関する情報の普及に係る規定を採択した 1974 年 9 月 17 日の理事会規則(EEC)2380/74

医薬品に係る補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日の理事会規則(EEC)1768/92

植物保護製品に係る補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 6 月 23 日の欧州議会及び理事会規則(EC)1610/96

一定の知的所有権を侵害した容疑がある行為に対する税関の処分及び当該権利を侵害したと判明した商品に対して取るべき措置に関する 2003 年 7 月 22 日の理事会規則(EC)1383/2003